

元代雲南王位の変遷と諸王の印制

牛 根 靖 裕

はじめに

モンゴル帝国（大モンゴル国 *Yeke Monyol ulus*）は、チンギス・カン一族の諸王を支配者とする大小ウルス（*ulus*）の重層的な連合体¹⁾であり、1260年にクビライがカアンに即位した後に支配した地、いわゆる元朝においても国家構造の根幹は同様である。杉山正明氏はモンゴル時代史研究における研究視座として、「とりわけ、1260年以降については、大元ウルスとモンゴル世界帝国という二重構造のあり方にこそ研究・分析の要点があるに相違ない」とされる²⁾。事実、モンゴル支配下の各地には漢籍史料で「投下」「分地」と称される諸王族、公主あるいは駙馬、勳臣らの所領が設けられ、これまでに多くの研究、議論の対象となってきた。

松田孝一氏は、華北の各投下領に関して、その分地分民における戸口数が、モンゴル高原での遊牧諸集団の領有千戸数と比例関係にあり、地域設定もモンゴル高原での遊牧地の右翼・中央・左翼の配置に対応していることを明らかにした³⁾。また松田氏は陝西に本拠地を構える安西王を例に、モンゴル王族の分封と地方支配の実例を示した⁴⁾。江南投下領に関しては、植松正氏が、投下領分賜の実態についての基礎研究をされ⁵⁾、さらに村岡倫氏が、江南投下領の分民戸口数が華北投下領の分民戸口数と概ね同規模で、やはり遊牧本領の領有千戸数が基準となっていたこと、その配置も駅伝路に沿って遊牧地の右翼・中央・左翼の配置に対応していたこと、「シリギの乱」の中心人物たちが分賜対象者から外れていたことに言及している⁶⁾。杉山正明氏は、ジョチ・カサル家のバブシャ（八不沙大王）の令旨碑の文面を基に、モンゴルの遊牧本領と華北投下領での、モンゴル王族による属領支配の例を呈示されている⁷⁾。

李治安氏は『元代分封制度研究』において、史料を博搜してモンゴル王族の分封と、各王家の分地の所在やウルスの成立、分地での官制、そして諸王分封の意義について総合的な研究をされている。そして領主・支配者としての諸王とは別に、地方鎮戍のために派遣された諸王の出鎮に関しても注目し、出鎮する諸王はクビライの子孫と近親者が多く、出鎮するための財政負担を朝廷や行省に頼りつつ、軍政面で担当地域を総覧したことを論じた⁸⁾。四日市康博氏は、モンゴル王族の私領と公領からなるモンゴルの国家構造における富の所有と分配に関する研究の中で、諸王の私領と公領が併存している地への、元朝での諸王出鎮の事例と、フレグ・ウルス（イル・カン朝）での形式に共通点が見られると、非常に興味深い見解を出している⁹⁾。また、杉山氏は西暦13世紀末に甘粛地方に形成されたチャガタイ系の諸王チュベイ一門の王統を復元し、元朝内での諸王やその麾下ウルスの認証過程において、授与された王号の有無、等級の高低をもって諸王勢力の把握の一助とされている¹⁰⁾。

元朝による王号の授与に関しては、『元史』巻108、諸王表（以下、『元史』諸王表と略記）の初封時期や諸王の系統を精力的に分析し、全体として武宗期（1307-1311）以降に王号の濫発傾向がある

ことを野口周一氏が明らかにしている¹¹⁾。しかし、元朝の諸王分封、王侯の地位・資産の継承と、彼ら自身が政治的に果たした役割との関連については、いまだ十分には研究がなされていない。また『元史』諸王表は漏れも多く、必ずしも『元史』本紀などに記されている王号授与の事例全てを網羅していない。『元史』諸王表の王号は、それぞれの無国邑のものを除けば【金印獸紐】が41、【金印螭紐】が25、【金印駝紐】が27、【金鍍銀印駝紐】が14、【金鍍銀印龜紐】が7、【銀印龜紐】が8、延べ122が記されているが、中には異なる等級で重複する王号が6つある。威順王（金印螭紐、金鍍銀印駝紐）、廣寧王（金印螭紐、金鍍銀印駝紐）、雲南王（金印駝紐、金鍍銀印駝紐）、永豊郡王（金印駝紐、金鍍銀印龜紐）、寧海王（金印駝紐、金鍍銀印駝紐）、南平王（金鍍銀印駝紐、銀印龜紐）。また『元史』諸王表では、各等級は印の素材（「金印」・「金鍍銀印」・「銀印」）と、紐（『元史』本紀では、いずれも「鈕」）の形（獸、螭、駝、龜）によって区別されている。その一つに雲南王があり、記述内容にも若干疑問点がある。

本稿は、『元史』諸王表で重複する王号から、雲南王号を取り上げ、元代の諸王印制における王印の種類・等級の意義について、一試案を提示するものである。なお、『元史』諸王表の記述情報の性格上、考察対象の時間的下限は天暦年間までとなる。

また、元朝の雲南王は、至元4年（1267年）にクビライ・カアンの庶子フゲチが封ぜられたことに始まる¹²⁾。アリク・ブケとのカアン位をめぐる抗争に勝利したクビライが国政整備を押し進める中、フゲチは、クビライ自身が1253年に遠征して以来モンゴルが得ていた大理・鄯闐（カラジャン・中慶路＝昆明一帯）・茶罕章（チャガンジャン＝麗江）・赤秃哥兒（普定）・金齒（保山）など現在の雲南省北半分を抑えるために、雲南へ出鎮を命ぜられる¹³⁾。しかし、雲南王フゲチは、至元7年から8年の間に、既得権益を侵されることを嫌った雲南三十七部都元帥の宝合丁や、雲南王傅の闊闊帯らによって毒殺される¹⁴⁾。フゲチの死後、事態を重くみたクビライによって派遣された重臣、賽典赤瞻丁（Sayyid Ajall Shams al-Dīn）の下で、フゲチが管轄するはずであった地は、至元11年から再整備され、雲南行省が設立される。このような大理国征服から雲南行省の設置にいたる政治情勢に関しては、松田孝一氏によって詳細な研究がなされている¹⁵⁾。李治安氏は、モンゴルの諸王分封という観点から雲南へ出鎮した諸王について、方彗氏は、元朝から代々大理総管に任ぜられた段氏（大理国王段興智の子孫）と、雲南王および梁王と、雲南行省等の地方官衙との相剋関係を論じている¹⁶⁾。しかし、雲南行省成立後の2代目以降の歴代雲南王に関して、元朝政府や他の諸王勢力との関係などには、あまり触れられていない。本稿では、『元史』食貨志、歳賜の条の情報に基づき、歴代雲南王の政治的背景についても考察を試みる。大方の御批正をお願いしたい。

1. 『元史』諸王表、雲南王位と王位襲位者

元朝の印制は、『元史』諸王表の序文によると、

元興こりて、宗室・駙馬もて、諸王と通称し、歳賜の頒、分地の入、夫れ展親の義を盡すは、亦た優れ且つ渥きが所以なり。然るに初め制は簡朴にして、位號は稱無く、惟だに印章を視、以て輕重と爲すのみ。厥後遂に国邑の名有り、而して賜印の等、猶ほ前日のごときなり。諸の掌故を得、具に篇に著し、諸王表を作す¹⁷⁾。

とある。元朝治下における諸王は、チンギス・カン一族（宗族）と、宗族出身の公主をめとった駙馬都尉を意味し、初期には印章の種類による輕重があるのみで、国邑など王号に名はなかった。後

にはカアンより拝領する印によって、国邑の名を冠する名称が与えられ、また6つの等級（賜印之等）が設けられ、印の等級はむかしに倣ったと伝える。実際に、中統2年（1261年）に、クビライの異母弟モゲの子昌童が父の王爵を継承する際、クビライは王惲に「古今諸侯王印制」を討論させている¹⁸⁾。

『元史』諸王表には、以下のように雲南王に関する項目が2つ立てられている。

【金印駝紐】

雲南王 忽哥赤
也先帖木兒 至元十七年襲封。
老的 至大二年封。

【金鍍銀印駝紐】

雲南王 忽哥赤 至元五年封、出鎮雲南。
王禪 延祐七年封、泰定元年進封梁王。
帖木兒不花 泰定元年襲封。

雲南王号は、第3等級の【金印駝紐】と、第4等級の【金鍍銀印駝紐】の項目に記されている。『元史』諸王表の伝える2種の雲南王位の受封者は、初封者としてフゲチが双方に挙げられている点は共通するが、他の王位襲封者は異なっている。

『元史』の本紀から、雲南王の王号と王印の授与に関する記事を抜粋すると表1のようになる。

表1 雲南王襲封記事

紀年	西暦	記事
至元4年8月丁丑	1267年	皇子忽哥赤を封じて雲南王と爲し、駝鈕金鍍銀印を賜ふ ¹⁹⁾ 。
至元17年10月丙子	1280年	雲南王忽哥赤に印を賜ふ ²⁰⁾ 。
至元25年2月丙寅	1288年	雲南王に塗金駝鈕印を賜ふ ²¹⁾ 。
至大2年3月己丑	1309年	梁王、雲南に在りて風疾有り、諸王老的を以て梁王に代へ雲南を鎮せしめ、金二百五十兩・銀七百五十兩を賜ひ、従者は幣帛差有り ²²⁾ 。
丙寅		雲南王老的に金印を賜ふ ²³⁾ 。
延祐7年5月丁未	1320年	王禪を封じて雲南王と爲し、往きて其地を鎮せしむ ²⁴⁾ 。
泰定元年10月丁丑	1324年	雲南王王禪を徙封し梁王と爲し、食邑益陽州六萬五千戸、仍ほ其の子帖木兒不花を以て雲南王を襲封せしむ ²⁵⁾ 。

いま仮に『元史』諸王表の雲南王位の継承順を、若干修正を加えて示すと次のようになる。

金印駝紐	(忽哥赤)	也先帖木兒	老的		
金鍍銀印駝紐	忽哥赤			王禪	帖木兒不花
在位年	至元4年(1267)～至元7年	至元17年(1280)～至大元年 ²⁶⁾	至大2年(1309)～?	延祐7年(1320)～泰定元年	泰定元年(1324)～?

双方に初封者として記される忽哥赤（フゲチ Hügeči）は、上記の『元史』の記述により、至元4年（1267年）の初封時、「駝鈕金鍍銀印」（『元史』諸王表の【金鍍銀印駝紐】）を賜り、別に金印を授かっ

たことは管見の限り確認できない。至元17年の記事は、「雲南王忽哥赤」と記されるが、『元史』巻167、張立道伝によってフゲチの子、也先帖木兒（エセン・テムル Esen Temür）であることが確認できる。襲封当初の王印の種類は記されていないが、至元25年に改めて「塗金駝鈕印」を賜っている。屠寄はこの記事に基づき、エセン・テムルは至元17年の襲封時、父フゲチが所持した印を継ぎ、25年に金印を賜わり、『元史』諸王表、【金印駝紐】雲南王の至元17年は、25年の誤りであると解釈した²⁷⁾。エセン・テムルは襲封時にフゲチの雲南王印（駝鈕金鍍銀印）を継いだとする点は、屠寄の解釈のとおりであろう。だが後述するように、至元25年に賜った印は、「塗金駝鈕印」と『元史』本紀が記すように、【金鍍銀印駝紐】とすべきである。後に老的が「金印」を授かっており、その為にフゲチ、エセン・テムルも遡って【金印駝紐】項に記名されたと思われ、史料的にも【金印駝紐】項にあるのは誤りとすべきであろう。同様に王禪、帖木兒不花は親子関係にあることは確認できるが、所持していた王印に関する情報は少なく断定は難しい。この他、元統2年（1334年）5月に雲南出鎮を命じられた雲南王阿魯²⁸⁾や、至正7年（1347年）3月に戦利品を献上した雲南王孛羅²⁹⁾の存在が確認できるが、明確な襲封時期や所持した王印に関する情報は無い。

歴代の雲南王の王印は、時間的に重ならないものの数種類作られたことがわかる。印を賜った時期もフゲチは『元史』諸王表の前年の至元4年（1267年）、老的（Lau-tiäi）は至大2年（1309年）と、42年離れるため、「秦王」・「安西王」2つの印を同時に使用していた安西王マンガラ家とは異なる³⁰⁾。つまり『元史』諸王表に雲南王の項目が2つ設けられたのは、誤謬や誤植ではなく、各種の印を基準に編まれた『元史』諸王表の性格ゆえ、同名の項目が立てられたと解することができる。

2. 雲南王位襲位者の系譜

次に上の受封者を、『元史』巻107、宗室世系表（以下『元史』宗室世系表と略記）によって確認する。フゲチは、「世祖皇帝十子」の条に「次五雲南王忽哥赤」と記されるクビライの子フゲチであることは確かである。『元史』宗室世系表の雲南王忽哥赤位は、

雲南王忽哥赤位

忽哥赤	營王也先帖木兒
-----	---------

となっており、フゲチの子として、營王エセン・テムル（Esen Temür）という人物が記される。このエセン・テムルは、『元史』諸王表の營王の項に、「也先帖木兒、大德十一年、由雲南王進封。」と記されており、【金印駝紐】の也先帖木兒に比定できる。『元史』宗室世系表の記すフゲチの家系は、フゲチ、エセン・テムルの親子のみであり、他の老的、王禪、帖木兒不花は、系統を異にしている。

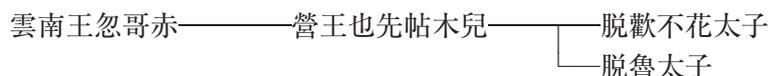
以下に『元史』宗室世系表より、クビライの諸子を抜粋して図示化すると表2のようになる。

表2 『元史』宗室世系表 世祖皇帝諸子表 (数字はカアン位の順)

世祖皇帝 ①	朶而只王					
	皇太子眞金 (裕宗)	晉王甘麻剌 (顯宗)	梁王松山	梁王王禪	雲南王帖木兒不花	
			泰定皇帝 ⑥	皇太子阿里吉八		
				晉王八的麻亦兒悶卜		
		小薛太子				
		湘寧王迭哥兒不花	允丹藏卜太子			
		答剌麻八剌太子 (順宗)	魏王阿木哥	……		
			武宗皇帝 ③	明宗皇帝 ⑦	順皇帝 ⑩	寧宗皇帝 ⑨
	文宗皇帝 ⑧			……		
	仁宗皇帝 ④	英宗皇帝 ⑤	安王兀都思不花			
	成宗皇帝 ②	德壽				
	安西王忙哥刺	安西王阿難答	月魯帖木兒王			
		按檀不花				
	北安王那木罕					
	雲南王忽哥赤	營王也先帖木兒				
愛牙赤大王	……					
西平王奧魯赤	鎮西武靖王鉄木兒不花	雲南王老的罕	豫王阿納忒納失里			
		武靖王搠思班	乞八大王 ³¹⁾ 亦只班大王			
	西平王八的麻的加	貢哥班大王				
寧王闊闊出	……					
鎮南王脫歡	……					
忽都魯帖木兒王	……					

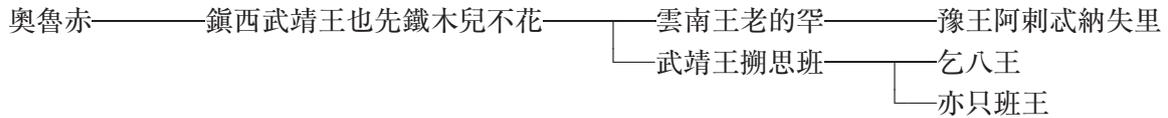
クビライの第2子皇太子チンキム (眞金、裕宗) の長子、晋王カマラの子、梁王松山の子に梁王王禪、その子に雲南王帖木兒不花とある。また、フゲチと同じく庶子のクビライの第7子で、後述する『集史』によると同母弟でもある西平王奧魯赤 (アウルクチ Ayuruqči)³²⁾ の孫に雲南王老的罕³³⁾ という名がみえる。これら3名の諸王はそれぞれ、『元史』宗室世系表の雲南王老的罕は名に「罕」が付くが【金印駝紐】の老的に、梁王王禪は『元史』諸王表に「泰定元年、進封梁王。」とある進封後の王号で記されているが、【金鍍銀印駝紐】の王禪に、その子、雲南王帖木兒不花も、同じく【金鍍銀印駝紐】の帖木兒不花に比定できよう。

『元史』宗室世系表に近いモンゴル諸王の系譜を載せる陶宗儀撰『南村輟耕録』巻1「大元宗室世系」もこれら三家の家系を載せているが、若干異なる。まず、梁王松山は子孫の存在が記載されておらず、王禪、帖木兒不花の親子の名が見られない。次にフゲチの家系には、エセン・テムルの子供が二人記されている。



また、アウルクチの家系は、アウルクチの次子、西平王八的麻的加と貢哥班大王の親子がなく、鎮西武靖王鉄木兒不花 (テムル・ブカ Temür Buqa) の名も、フゲチ家のエセン・テムルと子の雲南王号に引きずられたのか「エセン・テムル・ブカ」となっている。テムル・ブカ以下も、老的罕の

名は『元史』宗室世系表と同じであるが、搆思班の2子、乞八と亦只班は、王号が「大王」ではなく「王」となっている。さらに洪武刊本に拠る百衲本『元史』の宗室世系表では父子関係が曖昧に描かれているアウルクチの曾孫の世代が、



と明確に線引きされている。実際には、豫王阿剌忒納失里（アラトナシリ Aratnaširi）は、チャガタイの裔の越王トレの子であり³⁴、老的（罕）の子は記されていないことになる。

ラシード・アッディーンの『集史』「モンゴル史」クビライ・カアン紀では、梁王松山の家系についてクビライの嫡子チンキムの子カマラの3子の1人として松山を挙げるのみで、松山の子供たちについては触れていない。『元史』巻115、顯宗伝によると、大徳6年（1302年）にカマラが薨じたとき、40歳であったという。逆算すると、カマラの生年は中統4年（1263年）となる。『集史』の東方に関する情報は、大徳年間末（1307年）頃までであり³⁵、カマラの孫である王禪は当時、未だ成人に達していなかった故、記述されるに足る情報がフREG・ウルスまでもたらされていなかったと思われる。

一方で、フゲチとアウルクチの両家系は、次のように記している³⁶。

第6子はフゲチ。ドルベン部のドルベジン・カトンより生まれた。カアンはカラジャン地方を彼に与え當地となした。…（中略）… 彼には子があり、名はエセン・テムルという。フゲチの没後、カアンは彼に命じて父の位を襲わせ、カラジャン地方を統べさせた。インドの言葉では、この地方の名はカンダルであり、「大いなる国」という意である。彼には3子おり、トゥス・ブカ、トゥグルク、プーラードである。

第7子はアウルクチ。ドルベジン・カトンより生まれた。カアンはチベット地方を彼に賜った。彼には2子おり、第1子はテムル・ブカ。彼にもまた2子あり、1人はサスキア、もう1人は……。彼（アウルクチ）が世を去った時、〔チベット〕地方はテムル・ブカに与えられた。第2子はエジル・ブカである。

フゲチの家系は、子のエセン・テムルに、トゥス・ブカ、トゥグルク、プーラードという3子がいたと記されている。このうちトゥグルク（Tögöriq）は、上述の『南村輟耕録』大元世系表の「脱魯（T'uo-lu）太子」に音が近い。トゥス・ブカは、音は「脱歡不花（Toyon Buqa）太子」に近いが比定しえず、プーラードに当たる人物は記されていない。

『集史』クビライ・カアン紀のアウルクチの家系は、アウルクチに2子、テムル・ブカにも2子いる点は『元史』諸王表と共通するが、それぞれ両史料で第2子に挙げられている人物の名は、エジル・ブカ、八的麻的加と合致しない。サスキアが搆思班（Čosbal? ~ tib. Chos dpal）に同定しうるならば、『集史』で空白となっているテムル・ブカのもう一人の子の名が「老的」である可能性は高くなる。

以上のように、『元史』諸王表に記されている雲南王位は、いずれもクビライ家の内の3つの家系で継承された。

雲南王位は、初封者フゲチ、フゲチの子エセン・テムルと親子で襲位し、エセン・テムルが當王

へ進封した後、フゲチの同母弟アウルクチの孫、エセン・テムルからみれば従兄弟の子にあたる老的が、新たに金印を賜って封ぜられる。その後、同じくクビライの子孫ではあるが、クビライ嫡出の皇太子チンキムの長子カマラの子で、カマラから雲南王と同じく雲南に出鎮する梁王を襲封した松山³⁷⁾の子の王禪が授かる。そして王禪の梁王への進封にともない、王禪の子テムル・ブカが襲封した。親子での継承(2例)を含み、年代の経過と共に雲南王号を頂く家系がフゲチ家、アウルクチ家、チンキム系の梁王家へと移った。

フゲチ、アウルクチ両家は、クビライとドルベジン・カトンより生まれた2子に始まり、血筋も近い。だが王号継承者が何故、延祐7年に同じクビライの子孫ではあっても、明らかに両家より格の高い、チャプイ・カトン嫡出の皇太子チンキムの長子カマラの家系に移り、しかも一度は金印を与えられながら、再び銀印へと等級が下がることとなったのか。その点に関して、次節以降で触れたい。

3. 歴代雲南王の襲位と王印賜与の状況

前節で『元史』諸王表に記される雲南王襲位が、いずれもクビライの子孫でありながら、3つ家系にわたって変遷したことを確認した。次に今節では、『元史』諸王表の雲南王位に名を連ねる第2代目のエセン・テムルから第5代目のテムル・ブカに到るまでの各王の王位襲封と、王印を賜った状況を整理したい。

3-1. エセン・テムル

フゲチの暗殺から約10年を経た至元17年、『元史』では「賜雲南王忽哥赤印」とフゲチの名が記されているが³⁸⁾、『元史』巻167、張立道伝に、

〔至元〕十七年、入朝し、力めて帝に雲南王の子也先帖木兒を以て王爵を襲わしむることを請ひ、帝、之に従ふ。遂に立道に命じて臨安廣西道宣撫使兼管軍招討使と爲し、仍て虎符を佩せしむ³⁹⁾。

とあるように、フゲチの子エセン・テムルが雲南王位を襲封した。エセン・テムルの王位継承は、フゲチに王府文学として仕えた張立道の請願によって実現したようである。フゲチ横死から襲封請願までに時間を要したのは、エセン・テムルの成長を待っていた故と思われるが、前年の安西王位の継承と、雲南行省平章政事賽典赤瞻丁の死去もその一因とではないか⁴⁰⁾。

至元17年当時、元朝は南宋疆域を、江南、四川ともに平定していた。しかしその一方で、至元13年に、中央アジアのイリ河流域のアルマリクへ進駐した北平王ノムガンの軍中で発生した、モンケ・カアンの子シリギを頂く、いわゆる「シリギの乱」への対処に追われていた⁴¹⁾。クビライに代わってモンゴル高原のチンギス・カンの大オールドと、千戸群を統べていた北平王ノムガンは捕らわれ、元朝のモンゴル高原を統御体制は一旦崩潰した。反乱自体は既に鎮静化しつつあったが、各地に非常に大きな影響を及ぼした。バヤンやアジュ、センウ、ボルゴン等、南宋遠征軍の主帥たちは、長江流域・四川から麾下の精鋭と共にモンゴル高原や河西回廊の前線への転戦を余儀なくされる。また、上都の東北近郊にあるコンギラト部の本拠地応昌では、傍系のジルワダイ(只兒瓦台)が反乱を起こして当主オロチン(斡羅陳)を害した⁴²⁾。至元14年の冬には、モンゴル高原へ進軍してきたシリギ等の軍勢の制圧のために北征していた、元朝の西半、陝西・河西・四川・吐蕃を預かる藩王たるクビライの嫡出第3子、安西王マンガラの夏营地六盤山においても、オゴデイの後裔と思われる

る宗王土魯（トグルク）が兵を挙げた。トグルク鎮圧の後には、至元15年11月に安西王マンガラも身罷る⁴³⁾。「シリギの乱」の結果として、アルタイ山脈からモンゴル高原西部のモンケ・カアンやアリク・ブケの諸子を中心としたトルイ家諸ウルスが、カイドゥと連合して元朝から離脱。南の元朝の前線も、ウイグルスタンのビシュバリクやホータンまで東に後退し⁴⁴⁾、元朝は以後、常に西北のアルタイ山脈、ウイグルスタン・敦煌方面に大軍を配備し続けることとなる⁴⁵⁾。

雲南の近隣においても、チベットを担当していた西平王アウルクチは、至元12年春から、陝西の安西王、西涼のジビク・テムル（コデン家）、西寧のチャンギ駙馬（コンギラト族）の所部の蒙古軍より選抜した大軍を率いて、前年にサキヤ派内の抗争のために帰蔵したパクパを援助するために、中央チベットへ遠征中であつた⁴⁶⁾。雲南行省も、騰越・永昌のタイ族系金齒族の帰附をめぐり、至元14年にはパガン朝との戦端を開いていた⁴⁷⁾。北東にある四川が平定されたことを受けて、至元17年5月には、葉刺海に率いさせて「四川軍萬人」を増発し、緬国侵攻を強めていた。

モンゴルは、征服地をその獲得過程ごとに、漠地⁴⁸⁾、山後（迤北）、河西（Tangut）、江南、四川、雲南などといくつかの行政地方として把握し⁴⁹⁾、各地方で征服事業に参画したウルスごとに投下領を分撥した。雲南王空位時も、雲南に権益を持つ諸王、あるいはダルガチなどの王家代表者たちは雲南にもいた。そのような折、フゲチの死後に雲南へ出鎮していた諸王の代表格であつたと考えられる宗王脱忽魯（諸王都魯、南平王秃魯、土魯）こそが、至元14年冬に六盤山で挙兵して敗死した「藩王土魯（トグルク）」に比定されている⁵⁰⁾。「シリギの乱」は、クビライが即位してから17年目にしても、隙あらばクビライ政権の転覆、もしくは自家の復権をなそうとする存在が内在していることを再確認させる事件だつた。至元17年のエセン・テムル襲封時、雲南行省は賽典赤贍丁の長子納速刺丁らによって主導されていた⁵¹⁾。しかし、チンギス・カンの中央アジア遠征時に自勢力を率いて帰服して以後、チンギス・カンの宿衛に入り、オゴデイ時代以降、山西や燕京、陝西の大型行政区画の高官を歴任し、実績と威望とを有していた賽典赤贍丁とは異なり、彼らではカアンの権威の代行者たり得なかつた。つまり、至元16年の賽典赤贍丁の没後は、クビライ政権の支配の象徴として、在地の酋長や諸官、そして諸王たちを監督し、従わせる存在が消失していたのである。六盤山でのトグルクの乱を受けて急遽陝西へ帰還した安西王マンガラが翌至元15年11月に急逝した後、クビライはマンガラの次子アーナンダの王位継承を一旦留保し、翌至元16年になって認めた⁵²⁾。張立道が雲南から入朝したのが、至元17年10月までの何時であるかは不明だが⁵³⁾、前年のアーナンダの安西王位襲封に触発された可能性は高い。

エセン・テムルの雲南王としての事跡に関する情報は少なく、至元22年（1285年）ごろから緬国（パガン朝）との戦線を指揮し、24年には諸王や兵を率いて進征、7,000余の軍士を失いながらパガン（蒲甘）へ入城したことが知られる⁵⁴⁾。その間、彼は漸次いくつかの権限を確認、あるいは附与されている。至元22年10月には、

乙巳、樞密院臣言へらく、「脱脱木兒、使を遣はして言はく、阿沙・阿女・阿則三部、叛せんと欲すと、宜しく人をして往きて召さしめ、如し至らざれば、隙に乘じ之を伐つべし」と。允さず。因りて之に敕諭するに、「事の雲南王也先帖木兒に議せざるは、輒ち行ふこと母れ」と。とある。文中の脱脱木兒は、同年5月に雲南での政策に関して10余事の献策をした雲南行省臣脱帖木兒（トク・テムル Toq Temür）⁵⁵⁾と同一人物と考えられ、軍政上のエセン・テムルの監督権限が雲南行省よりも上位にあることを確認している。また同年12月には、

戊子、合刺章打金規措所及び都元帥府を罷む。敕して合刺章酋長の子は京師へ入質し、千戸・

百戸の子は雲南王也先怙木兒の所へ留質せしむ。中書省臣奏すらく、「納速丁言へらく、合刺章の冗官を減じ、歳し俸金九百四十六兩を省く可し。又た屯田の課程專人もて之を主らしめ、歳し金五千兩を得可し」と。皆な之に従ふ。只必哥等を遣はし雲南行省を考覈せしむ。

と、雲南の行政整備に関する一文において、各集団の高位の者の子弟を、カアンや投下領主の下へ出す質子制度⁵⁶⁾で、合刺章(カラジャン Qara-jang。ここでは昆明一帯のみではなく雲南行省管轄地全体を指して用いられていると考える)の各酋長の子はカアンの下へ、千戸・百戸の子弟はエセン・テムルの王府へ赴くよう定められている。

上の一文を含む『元史』巻13、世祖本紀10、至元22年12月乙酉から辛卯の4日分は、本来至元21年9月の文章であった可能性が指摘されている⁵⁷⁾。『元史』巻125、納速刺丁伝も至元21年のことと記録している。合刺章打金規措所および都元帥府の廃止と質子の規定は、至元20年12月丙午に、

雲南造賣金箔規措所を罷む。雲南都元帥府及び重設の官吏を罷む。質子の令を定め、凡そ大官の子弟は、京師に赴かしむ⁵⁸⁾。

と、名称は異なるが同じく金に関連する規措所や、都元帥府の管轄範囲が合刺章から雲南となっている他は、同じ事柄が記されている。これらの事項は、至元20年12月に政策方針の決定がなされ、至元21年9月、あるいは22年12月に発令されたのではなからうか。実は至元20年から21年にかけて、雲南の鶴州(鶴慶路)、曲靖路、洪城・察罕章(麗江路)、四川の阿永蛮部、つまり建昌路付近を除く雲南行省北部から四川行省との境界の一角が、皇太子チンキムの分地として設定されている⁵⁹⁾。同じ至元21年に、江南の江西行省に設定されたチンキムの分地の隆興府も龍興と名称を改めており⁶⁰⁾、この時期にチンキムの各分地内の行政整備がなされたことは想像に難くない。至元19年から20年には、江南諸王分地の長官人事のあり方に関して中書省で議論されていた⁶¹⁾。規措所や都元帥府の廃止、質子の出向先の決定は、至元18年の各ウルスへの江南の分地設定後の行政体制が、至元20年から21年頃に漸く定まってきたことを反映しており、各ウルスの分地の設定が、江南だけでなく、四川・雲南をも含めたクビライ即位以後に獲得した全地方で実施されたと考えられる⁶²⁾。エセン・テムルの軍政上の権限は、雲南に設定された各ウルスの分地を治める長官や、雲南行省官たちよりも上位に設定され、雲南から先に挙げた緬国や、ベトナム北部の安南国へ派遣される諸軍もエセン・テムルによって調された⁶³⁾。雲南の駅伝もまた、エセン・テムルの管理するところであった⁶⁴⁾。

その上で、クビライは至元25年2月に、新たにエセン・テムルへ「塗金駝鈕印」を授与した⁶⁵⁾。従来、このことをもってエセン・テムルが金印を賜ったとし、『元史』諸王表、【金印駝紐】の雲南王の記事にあわせた解釈をしようとしてきた⁶⁶⁾。しかし、この解釈に関しては、筆者は第5節で考察するように、【金印駝紐】ではなく、『元史』本紀に従い「塗金」された駝鈕印、つまり【金鍍銀印駝紐】と解釈すべきと考える。

新たな雲南王印を賜った2ヶ月後、服属させた緬国に設けた緬中行省も雲南王の節制をうけるよう定められる⁶⁷⁾。しかし、至元27年10月には、至元22年末に薨じた皇太子チンキムの長子甘麻剌(カマラ Qamala)が、第一等級の王号である梁王に封ぜられ、金印を賜り、雲南へ出鎮することが決定する⁶⁸⁾。カマラの雲南出鎮後まもない至元29年、チンギス・カンのオルド群とモンゴル高原を鎮護していた北安王ノムガンが身罷った。そのため、カマラはその後任として改めて晋王に封ぜられ北方へ赴き⁶⁹⁾、代わってカマラの長子、松山が梁王を継ぐ⁷⁰⁾。詳細は不明だが梁王出鎮後、

雲南王エセン・テムルが行っていた役割は梁王松山に移行したと思われる。人事面でも、カマラの出鎮にあわせて、雲南行省參知政事の兀難が梁王王傳となり⁷¹⁾、また大徳2年(1298年)には、梁王を輔行させるために雲南王に縁のある張立道を雲南行省参政に就けようとした⁷²⁾。梁王出鎮後のエセン・テムルに関する情報は、馬価などを贈られたのみであり、梁王と共に雲南に在ったのか否か、その所在は判然としない。

エセン・テムルはカイシャン即位後の至大元年(1308年)に、第一等級の管王(【金印獸紐】)へ進封する⁷³⁾が、その王号も雲南地方との関連は見出せない。管王となった後のエセン・テムルの活動も、泰定4年にモンゴル高原へ出鎮し⁷⁴⁾、続く天曆内乱時に、梁王王禪、遼王脱脱らとともに上都側の中心人物の一人として、遼東の軍を率いて戦列に加わった⁷⁵⁾。敗戦後、一旦没収されていた王印を至順元年(1330年)に還されるが、至順3年に没したことが知られる⁷⁶⁾。彼の事跡と、次代の雲南王には『南村輟耕録』にエセン・テムルの諸子として名が挙がる脱歡不花や脱魯ではなく、西平王アウルクチの孫の老的が選ばれたことから、エセン・テムルは梁王出鎮から管王進封までの何時かに雲南を離れていたと思われる。

3-2. 老的

老的は、フゲチの同母弟、西平王アウルクチの長子、鎮西武靖王テムル・ブカの子である。老的の雲南王襲封を、『元史』は次のように伝える。

〔至大2年(1309年)3月己丑〕梁王、雲南に在りて風疾有り、諸王老的を以て梁王に代へ雲南を鎮めしめ、金二百五十兩・銀七百五十兩を賜ひ、從者の幣帛は差有り⁷⁷⁾。

そして同月中に「雲南王老的に金印を賜」わっている⁷⁸⁾。老的は武宗カイシャンによって、「風疾」があり、藩王としての任に耐えないとされた梁王松山と交代で、雲南王に封ぜられた。

梁王松山は、カマラの晋王改封にともない、至元30年7月にクビライの嫡流の曾孫父としてカマラが賜った「皇孫梁王印」を引継ぎ雲南へ出鎮した⁷⁹⁾。しかし、劉深に命じて行わせた新興の八百媳婦(ランナータイ)・車里への征討や、その兵役を苦として大徳5年(1301年)に順元の宋隆濟らや、7年の永寧の阿求蛮の反乱⁸⁰⁾が起こるなど、政治的な対応を誤った。そのため、成宗テムルは国を挙げて中央アジアのカイドゥ勢力へ当たっている最中に、雲南の反乱鎮圧のために湖広、陝西、四川の諸軍を動員し割かねばならなかった。それ故か、大徳9年には梁王松山の雲南行省への関与を停止されており⁸¹⁾、老的は、梁王に代わる雲南の諸王の代表として封ぜられている。老的が雲南王に選ばれたのは、梁王松山更迭後、クビライの子孫で元朝の西南方面で最も影響力を持ち、かつフゲチ、エセン・テムル2代の雲南王と血縁的に最も近いアウルクチ家出身であったからであろう⁸²⁾。

老的の活動は仁宗アユルバルワダ即位後、雲南南辺を侵す八百媳婦蛮・大小徹里蛮を雲南行省と共に征討するよう命ぜられ、馬価12,000錠を与えられた⁸³⁾後、延祐2年2月に大都へ来朝したのを最後に史料に表れなくなる⁸⁴⁾。延祐2年年末から翌延祐3年にかけて、アユルバルワダ政府によって、武宗カイシャンの遺児が放逐せられる事件が起こり、カイシャンの長子コシラ Qošila は周王に封ぜられ、雲南への出鎮を命ぜられる。結果的として、陝西以西の諸王・カイシャン旧臣の諸將らの仁宗政府へ多大な損害を与える反抗を引き起こし、コシラは延安より西北へ逃れ、中央アジアのチャガタイ・ウルスへと投じる事となったが⁸⁵⁾、事件後、老的が雲南へ戻ったか否か確認できない。延祐4年正月には雲南に駐屯している諸王脱脱が軍・民を擾したため、按灰に代えられており⁸⁶⁾、

むしろ元朝治下の雲南におけるモンゴル王族の代表格たる老的の不在を思わせる。梁王松山出鎮時の雲南王エセン・テムル同様に、この一連の政変によって雲南鎮護の任を外れた可能性もある。

3-3. 王禪、テムル・ブカ父子

第4代目の雲南王、王禪は、皇太子チンキムの長子、カマラの子、梁王松山の子である。王禪は、延祐7年(1320年)3月に英宗シディバラが即位した後、5月に雲南王に封ぜられて雲南へ出鎮し、翌至治元年3月に王府を設けている⁸⁷⁾。シディバラの治世中の王禪については、虞集『道園類稿』巻43、江西省参政董公(董守恕)神道碑にシディバラが宿衛の董守恕を四川の宰臣ナンギャダイのもとへ監察の為に派遣した時のことを、「是時、宗室王禪、鎮西南夷、専制一方。」と記しており、その勢威は看過し得ないものである様子が記されている。王禪の所持した王印については、『元史』諸王表に従えば【金鍍銀印駝紐】となるが、クビライ嫡流のチンキム、カマラに連なる家系的にも老的より下等の王印を与えられたとは考えがたい。

シディバラが至治3年8月に暗殺され、9月に王禪にとっては叔父にあたる晋王イスン・テムルが即位した後、王禪は近親者として非常に厚遇される⁸⁸⁾。泰定元年(1324年)10月丁丑には、

雲南王王禪を徙封し梁王と爲し、食邑益陽州六萬五千戸、仍ほ其の子帖木兒不花を以て雲南王を襲封せしむ。親王圖帖睦爾を封じ懷王と爲し、食邑瑞州六萬五千戸、歳賜の幣帛千匹を増し竝びに金印を賜ふ⁸⁹⁾。

と、新たに梁王に進封し、食邑として湖広行省潭州路の益陽州65,000戸を与えられ、なおかつ子のテムル・ブカが雲南王を襲封している。彼らに与えられた印について、梁王王禪と懷王圖帖睦爾(トク・テムル Toq Temür、後の文宗)は【金印獸紐】の一字王号であり、金印を賜っている。雲南王テムル・ブカの印は、父の王禪の王爵を継いだため王禪の賜ったものと同じ印と思われる。「竝賜金印」と記されている対象にテムル・ブカも含むならば、王禪の所有した雲南王印も金印と考えてよからう。

梁王となった後の王禪は、泰定3年6月に、モンケ・ウルスの当主チェチェクトゥとともに、「北軍」おそらくモンゴル高原に在る諸軍を鎮撫するよう命ぜられ、8月には「梁王王禪をして斡耳朶思の邊事を整飭せしむ」と、元来晋王が担い、当時もイスン・テムルの次子八的麻亦兒間トが晋王の位にあったが、斡耳朶思(ordos オルドの複数形=チンギス・カンの大オルド)一帯の事を管轄している⁹⁰⁾。雲南のことは雲南王テムル・ブカが担当していたようであるが、泰定4年11月にテムル・ブカも上都へ召還されている⁹¹⁾。

英宗期(1320~1323)、泰定帝期(1323~1328)のクビライ家の諸王の所在地や、雲南王などの担当した役割は、中央権力が短期間に大きく変動し、またイスン・テムル没後の「天曆の内乱」の敗北によって、晋王カマラの子孫たちは、キプチャク族のエル・テムルが主導する文宗トク・テムル政府によって戦犯として歴史上から消されてしまったため論じ難い。『元史』巻32、文宗本紀1、天曆元年11月以降に記される戦後処理において、梁王王禪は死を賜り⁹²⁾、上都側の中心となった晋王(カマラ家)・遼王(オッチギン王家)の家臣の官に在る者は罷免され、両王家の家産は没収、削減された⁹³⁾。政府への反乱は、カマラ~松山~王禪~テムル・ブカと4代に亘って関係の深かった雲南に飛び火したが、至順元年2月には「流王禪之子于吉陽軍」と、王禪の子、おそらくは雲南王テムル・ブカも海南島の吉陽軍へ流され⁹⁴⁾、雲南王位は順帝の元統2年(1334年)5月に雲南王アルグが出鎮するまで不在となる⁹⁵⁾。

王禪、テムル・ブカ父子間の雲南王位継承事例からは、雲南王位が梁王の副王的存在であるかの如き印象を受ける。この父子間のみの事であるのか、至元末に梁王松山が出鎮して以来のものか、或いはクビライ出自の他王家が既に雲南に居なかったためかは判断しがたく、後致を俟ちたい。

4. 元代の印制

先にクビライが王禪に先例に基づいて印制を検討させたことを述べた。モンゴルに先行する金・西夏・宋の印制に関して、史料的にまとまった記述は少ないが、宋のものに関して、『宋史』巻154、輿服志6、印制には、

印制。兩漢以後、人臣、金印・銀印・銅印有り。唐制、諸司皆銅印を用ゐ、宋、之に因る。諸王及び中書門下の印は方二寸一分、樞密・宣徽・三司・尚書省諸司の印は方二寸。惟だ尚書省印のみは塗金せず、餘は皆な塗金す⁹⁶⁾。

とある。また、『金史』巻58、百官志4、印制の条には、皇太子の使用した印は、「守國之寶」、「攝政之寶」、「撫軍之寶」と折々に異なるものが用いられ、百官の印は正隆元年（1156年）に制度が定められたと記す⁹⁷⁾。

三師・三公・親王・尚書令並金印、方二寸、重八十兩、駝紐。一字王印、方一寸七分半、金鍍銀、重四十兩、鍍金三字。諸郡王印、方一寸六分半、金鍍銀、重三十五兩、鍍金三字。國公無印。一品印、方一寸六分半、金鍍銀、重三十五兩、鍍金三字。……

三師・三公・親王・尚書令のみが駝紐の金印を所持し、一字王印以下は三字を刻して金でメッキを施した金鍍銀印を用いている。鈕（紐）の形は、金印以外のものについて記されていない。

元朝の印制について『元史』は纏まった項をたてていないが、『元史』巻85、百官志によると、三公や太師・太傅・太保、政府首班にあたる右丞相・左丞相など正一品の官、そして皇太子が務める中書令も、すべて官印としては銀印を用いることとなっている。『元典章』典章29、禮部2、禮制2、印章の「印章品級分寸料例」では、正一品以下、従九品までの官印のリストの上に、諸王・駙馬の欄を設けて次のように記す。

諸王 印、三寸二分、赤金二百一十三兩九錢、物料錢六兩三錢七分。

金印、三寸一分五厘、赤金三定六兩、物料錢五兩三錢四分。

金鍍銀印、□上、白銀八十三兩、鍍金赤金八錢、物料錢五錢。

駙馬 印正二三臺、銀五十六兩四錢、物料錢八錢。

元朝が授ける諸王の印は、上記の『宋史』、『金史』の親王たちが授かる印と比較すれば、寸法が大きくなり⁹⁸⁾、印の種類も、諸王の印が3種（印、金印、金鍍銀印）と駙馬の印の計4種類と多くなっている。上記『元典章』中の「赤金」は、本来は銅のことであるが、比重的に銅ではなく純金を表し、「印」「金印」は金製で、2種の区別の詳細は不明だが、『元史』諸王表の【金印獸紐】、【金印螭紐】、【金印駝紐】の何れかを表し、「金鍍銀印」は銀に金のメッキを施したもので、『元史』諸王表の【金鍍銀印駝紐】、【金鍍銀印龜紐】にあたると思われる。駙馬の印のみ台が3段になっている銀製で、『元史』諸王表の【銀印龜紐】に相当するならば、【銀印龜紐】はチンギス・カン一族の公主（gung-čuu-güngjü）の婿である駙馬都尉（küregen-kürgen）に与えられる印とみなすことができる。故に、『元史』本紀中に散見する宗室の諸王へ授けられた「銀印」⁹⁹⁾は、【金鍍銀印駝紐】か【金鍍銀印龜紐】のいずれかの意とすべきであろう。

『元史』諸王表の伝える元代の諸王の等級ごと王号数の偏りはかなり歪である。先述の如く、紹介される122の王号中、最上位の【金印獸紐】が41と最も多く、【金印螭紐】と【金印駝紐】を合わせた「金印」を佩びる王号数は93となり、実に全体の約76%に達する。通常、君主や皇帝を頂点とする権威のヒエラルキーを現すならば、その数は身分や官品の下降にしたがって末広がり状態になるべきであるが、その反対となっている。『元史』諸王表を通覧すると、大徳8年頃を境に、「金印」を与えられる諸王たちが急増し始める。例えば『元史』諸王表の記述を、足掛け35年に及ぶクビライの治世が終わり、すでに至元22年末に薨じていた皇太子チンキムの第3子テムル（成宗）が即位した至元31年（1294）時点と、テムルが崩御した後の政変を制して、アルタイ山脈の最前線から帰還したカイシャン（武宗）が登極して最上等級の一字王号を乱発する前年の大徳10年（1306年）と、カイシャン即位後の至大2年（1309年）の諸王の分封状況を抜粋し比較してみると、次の表のようになる（表3）。

テムル・カアン即位の翌年、元貞元年（1295年）に、歴代カアンの姻族コンギラト族長家の当主、蠻子台（マンジダイ）が濟寧王に封ぜられる¹⁰⁰。次に大徳元年3月、後の雲南王老的の父テムル・ブカが鎮西武靖王に封ぜられていた¹⁰¹。

その後、大徳5年のカイドゥ軍と元朝軍の戦いを経て、大徳8年（1304年）10月、元朝軍の統帥であった、チンキムの次子ダルマバラの嫡長子カイシャン（海山、後の武宗）が懷寧王に封ぜられ¹⁰²、12月にチャガタイ家のアルグの子チュベイ（出伯）が威武西寧王に封ぜられた¹⁰³。彼等の王号授与は、長年に亘る辺域鎮戍の功を労うことと、1301年に敗死した中央アジアのカイドゥの勢力に対する戦勝と、それに続くオゴデイ・ウルス、チャガタイ・ウルスへの進軍に対する報賞であろうか。

表3 『元史』諸王年別比較（下線部が増置された王号 各諸王の名は『元史』諸王表による。）

	至元31年	大徳10年	大徳11年～至大2年
金印獸紐	晉王（甘麻剌） 梁王（松山）	晉王（也孫帖木兒） 梁王（松山）	晉王（也孫帖木兒） 梁王（松山） <u>越王（禿剌）</u> <u>營王（也先帖木兒）</u> <u>寧王（闊闊出）</u> <u>齊王（八不沙）</u> <u>楚王（牙忽都）</u> <u>爾王（出伯）</u> <u>濟王（朶列納）</u> <u>魏王（阿木哥）</u> <u>魯王（瑯阿不剌駙馬）</u> <u>定王（藥木忽兒）</u> <u>隴王（和郎撒）</u> <u>趙王（拙忽難駙馬）</u> <u>昌王（阿失駙馬）</u> <u>壽王（乃蠻帶）</u>
金印螭紐	安西王（阿難答） 鎮南王（脱歡）	安西王（阿難答） 鎮南王（老章） <u>懷寧王（海山）</u>	鎮南王（老章） <u>北寧王（迭里哥兒不花）</u> <u>陽翟王（禿滿）</u>

金印駝紐	濟南王（也只里）	濟南王（也只里） 威武西寧王（出伯） 鎮寧王（孛羅） 衛安王（完澤） 威定王（岳木忽而） 濟寧王（蠻子帶駝馬） 昭武王（合伯駝馬） ¹⁰⁴⁾	雲南王（老的） 鎮寧王（孛羅） 衛安王完澤） 寧肅王（脱脱） 襄寧王（也速不干）
	高唐王（闊里吉思駝馬）	高唐王（朮忽難駝馬）	
金鍍銀印駝紐	西平王（奧魯赤）	西平王（奧魯赤） 鎮西武靖王（撒思班） 雲南王（也先帖木兒）	西平王 鎮西武靖王（撒思班）
	雲南王（也先帖木兒）		
金鍍銀印龜紐	寧遠王（闊闊出） 鎮遠王（牙忽都） 靖遠王 肅遠王 鎮東王 ¹⁰⁵⁾	寧遠王（闊闊出） 鎮遠王（牙忽都）	
銀印龜紐	寧昌郡王 寧濮郡王（昌吉駝馬）	濮陽王（脱帖木兒駝馬）	濮陽王（脱帖木兒駝馬）

翌年の大徳9年2月には、モンケ家の代表として完沢（オルジェイ）、アリク・ブケ家の代表として岳木忽而（ユブクル）がそれぞれ衛安王と威定王に封ぜられ¹⁰⁶⁾、大徳10年2月には、同じくアリク・ブケ家の諸王孛羅が鎮寧王に封ぜられた¹⁰⁷⁾。

大徳11年に成宗テムルが崩御し、カアン位を巡る政争を経てカイシャンが即位した後、大徳11年と翌年の至大元年の一字王号（金印獸紐）の増発を、杉山正明氏は「それまでクビライ嫡統の『三大王国』¹⁰⁸⁾にしか認められていなかった一字王名の封号を、帝国内の主要な王家と姻族家に授与し、一挙に13もの最高待遇をうける家柄を出現させた。これは、その格式にともなう毎年の定例賜与の醸出を意味していたから、その財政負担は無視できない巨額とならざるをえなかった」と分析されている¹⁰⁹⁾。長年に亘るカイドゥ勢力との抗争が終結し、シリギの反乱以降、クビライに従わなかったモンケや、アリク・ブケの子孫たちも元朝に帰附した。諸王の印は各ウルスの内外に身分を明らかにすると同時に、歳賜などを受け取る資格を証明するものであり¹¹⁰⁾、彼等モンゴル高原で遊牧を続ける各ウルスへの元朝政府による王号と王印の授与と、五戸絲料などの歳賜の贈与の再開は、各諸王や麾下のウルスに巨額の富をもたらす反面、元朝の宮廷序列に基づく統属関係に組み込ませた。

大徳8年から至大元年までに、金印を佩びるようになった諸王たちの多くは、「丙申年分撥」といわれるオゴデイ時代の華北分配対象者の子孫とトルイ諸子各家の有力諸王である¹¹¹⁾。彼等はモンゴル高原だけでなく華北にも、モンゴル高原での遊牧地の配置や保有牧民数に対応した各々の分地（華北投下領）を有し、己の保有するウルスの裁量権をモンゴル帝国の成員たちから認められている存在であった。そのような諸王たちで占められる上位3等級の「金印」所持者は、言い換えれば独自のウルスを有しているか、クビライ指導下の「三大王国」の北平王・晋王、安西王、梁王の如くそれらに準じる有力藩王であったと考えられる。

5. フゲチ家の家格と至元 25 年時の雲南王印

大徳 8 年の、カイシャンとチュベイの金印授与は、大きな意味を持つ。チュベイは 1280 年代に中央アジアから到来して以来、河西回廊の肅州を拠点としてカイドゥ勢力との最前線に立ち、当地で元朝下でのチャガタイ家を代表する存在となり、ついにはチュベイ・ウルスともとれる自らのウルスを作り上げ、その既成事実をテムル、継いでカイシャン（武宗）によって承認された形となる¹¹²⁾。カイシャンも懷寧王に封ぜられた折りに、「仍ほ瑞州の戸、六萬五千を割き之に隸せしめ」、毎年、鈔 2,600 錠・幣帛各 1,000 匹を給された¹¹³⁾。このことは『元史』巻 95、食貨志 3、歳賜の条（以下「歳賜の条」）でも確認できる¹¹⁴⁾。

「歳賜の条」に記述されている、至元 18 年までに江南戸鈔の分撥がなされた対象者（表 4）は、多くは「丙申年分撥」を受けたもの（表 4-1～9, 11, 17～27, 30）にあたる。それ以外では、モンケ時代に五戸絲受領資格設定された「太祖四大幹耳朵」（表 4-16）やトルイの諸子など（表 4-10, 12, 13）¹¹⁵⁾と有力千戸長家、そして「世祖次子裕宗后位」と記される皇太子チンキム（表 4-14）と、「世祖次子安西王忙哥刺位」とある安西王マンガラの子アーナンダ（表 4-15）等のみであり、至元 21 年に遅れて分撥されたノムガン（表 4-29）も含め、クビライ治下の元朝内の中小型のウルス保有者たちへの富の分配という面が強い。

一方、表 4 下段の成宗テムルの治世以降の江南戸鈔の分撥には、武宗カイシャンと英宗シデイバラ治世の分撥設定が記されておらず、歴代のカアンのオールドへの分撥が多い（表 4-a, b, c, f, g, q, r, t）。また分撥対象となった諸王も、ほぼクビライの子孫で占められ（表 4-d, e, h, i, j, k, l, m, n, o, p, u）、他には血縁関係の不明な懂兀兒王（表 4-s）、泰定年間になって漸く設定されたモンケの子アスタイの裔（表 4-v）、天暦の内乱後のトク・テムル期に、戦功によって封ぜられたチャガタイ系の豫王アラトナシリ（表 4-w）と、政府を握ったキプチャク族のエル・テムル（表 4-x）だけが記される。

『元史』編纂時の参照資料には、同書巻 106、后妃表、世祖の八八罕妃子の条に見られる「歳賜録」という書籍の存在が知られるが、「歳賜の条」の記述情報は天暦年間までであり、『元史』の他の志と同様、主に天暦 2 年 9 月から至順 2 年 5 月に編纂された『経世大典』に拠っていると考えられる。それ故に「歳賜の条」の内容も、概ね文宗政府の政治的立場に近く、文宗政府によって歳賜対象とみなされた諸王、集団のリストであり、フウシン部の淇陽王の如く、カイシャンに王に封ぜられ分地を賜りながら、続くアユルバルワダ期の政争の結果、廃絶され否定された対象は記されていない。

さらに成宗期以降各項目をみると、歳賜の額と江南戸鈔の分撥数とが、歳賜対象者の格に応じ、定額化されていることがわかる。故人となったカアンの正後のオールド（b, c, q）には、42,000 戸、鈔 1,680 錠、歳賜として銀 50 錠、鈔 500 錠。それ以外のカトンのオールド（f, g, r, t）には、29,750 戸、鈔 1,190 錠、歳賜として銀 50 錠。安西王や北安王、晋王、懷寧王の如く大藩を統べるクビライ家の親王（15, 29, e, l, m, o, p）は、65,000 戸、鈔 2,600 錠、歳賜として段 1,000 匹、絹 1,000 匹。クビライ庶出のアウルクチ、アヤチ、トゴン、フゲチ、クトゥ・テムル、ココチュを祖とする諸王家（d, h, i, j, k, u）は 13,604 戸、鈔 544 錠、歳賜として銀 50 錠（折鈔 1,000 錠）、段匹物料（折鈔 1,656 錠）となっている。これら、ことにクビライ家出身の諸王への江南戸鈔設定は、クビライ治世中の安西王や北安王への設定と、成宗期のカイシャン（当時は懷寧王）、仁宗期の晋王カマラ（既に薨じているため当時の晋王イスン・テムルが対象）、武宗・仁宗の異母兄の魏王アムガ、カマラの第 3 子の湘寧王テリゲルブカ（武宗期は北寧王、表 3）、カイシャンの長子コシラ（周王、後の明宗）への設定額は同じであり、

表4 諸王江南戸鈔分撥表（『元史』食貨志3 歳賜の条）

	受領者	江南戸鈔		江南戸鈔以外の歳賜項目
クビライ（世祖）期	1 太祖弟 ジョチ・カサル大王子 淄川王位	至元 13 年	信州路 30,000 戸 鈔 1,200 錠	[丙申年] 般陽路：24,493 戸 [歳賜] 銀 100 錠，段 300 匹
	2 太祖叔 タリタイ・オッチギン官人位	至元 18 年	南豊州 11,000 戸 鈔 440 錠	[丙申年] 寧海州：10,000 戸 [歳賜] 銀 30 錠，段 100 匹
	3 太祖弟 カチウン大王子 濟南王位	至元 18 年	建昌路 65,000 戸 鈔 2,600 錠	[丙申年] 濟南路：55,200 戸 [歳賜] 銀 100 錠，綿 625 斤，小銀色絲 5,000 斤，段 300 匹，羊皮 1,000 張
	4 太祖弟〔テムゲ・〕オッチギン・ノヤン位	至元 18 年	建寧路 71,377 戸 鈔 2,855 錠	[丙申年] 益都路等処：62,156 戸 [歳賜] 銀 100 錠，絹 5,098 匹，綿 5,098 斤，段 300 匹，諸物折中統鈔 120 錠，羊皮 500 張，金 16 錠 45 兩
	5 太祖弟 ヘルグテイ大王子 広寧王位	至元 18 年	鉛山州 18,000 戸 鈔 720 錠	[丙申年] 恩州：11,603 戸 [歳賜] 銀 100 錠，段 300 匹
	6 太祖長子 ジョチ大王位	至元 18 年	永州 60,000 戸 鈔 2,400 錠	[丙申年] 平陽（路）：41,302 戸 [戊戌年] 真定普州：10,000 戸 [歳賜] 段 300 匹，常課段 1,000 匹
	7 太祖次子 チャガタイ大王位	至元 18 年	豊州路 67,330 戸 鈔 2,693 錠	[丙申年] 太原（路）：47,330 戸 [戊戌年] 真定深州：10,000 戸 [歳賜] 銀 100 錠，段 300 匹，綿 625 斤，常課金 6 錠 6 兩
	8 太祖 4 子 睿宗（トルイ）子 アリク・ブケ大王位	至元 18 年	撫州路 104,000 戸 鈔 4,160 錠	[丙申年] 真定路：80,000 戸 [歳賜] 銀 100 錠，段 300 匹
	9 太祖第 6 子 クルゲン太子 河間王位	至元 18 年	衡州路 53,930 戸 鈔 2,157 錠	[丙申年] 河間路：45,930 戸 [歳賜] 銀 100 錠，段 300 匹
	10 太宗子 カダアン大王位	至元 18 年	常寧州 2,500 戸 鈔 100 錠	[丁巳年、分撥汴梁在城戸。至元三年、改撥鄭州。] [歳賜] 銀 16 錠 33 兩，段 50 匹
	11 太宗子 コデン太子位	至元 18 年	常德路 47,740 戸 鈔 1,909 錠	[丙申年] 東昌路：47,741 戸 [歳賜] 銀 16 錠 33 兩，段 50 匹
	12 睿宗子 モゲ大王位	至元 18 年	茶陵州 8,052 戸 鈔 324 錠	[丁巳年] 分撥河南府：5,552 戸 [歳賜] 銀 50 錠，段 30 匹
	13 睿宗子 ブジェク大王位	至元 18 年	未陽州 5,347 戸 鈔 213 錠	[丁巳年] 分撥真定藺州：3,347 戸 [歳賜] 銀 50 錠，段 300 匹
	14 世祖次子 裕宗后位（世祖次子 裕宗后位）四怯薛	至元 18 年	龍興路 105,000 戸 鈔 4,200 錠	[歳賜] 段 1,000 匹，絹 1,000 匹
	15 世祖次子 安西王マンガラ位	至元 18 年	瑞州上高県 8,000 戸 鈔 330 錠	
	16 太祖四大斡耳朵 大斡耳朵	至元 18 年	贛州路 20,000 戸 鈔 800 錠	[乙卯年] 保定路：60,000 戸 [歳賜] 銀 43 錠，紅紫羅 20 匹，染絹 100 匹，雜色絨 5,000 斤，針 3,000 箇，段 75 匹，常課段 800 匹
	[太祖四大斡耳朵] 第二斡耳朵	至元 18 年	贛州路 15,000 戸 鈔 600 錠	[丁巳年] 河間青城県：2,900 戸 [歳賜] 銀 50 錠，段 75 匹，常課段 1,490 匹
	[太祖四大斡耳朵] 第三斡耳朵	至元 18 年	贛州路 21,000 戸 鈔 840 錠	[壬子年] 查認過真定等処崎零 318 戸 [歳賜] 銀 50 錠，段 75 匹，常課段 682 匹
	17 趙国公主位（オングト部長 駙馬趙王家）	至元 18 年	柳州路 27,000 戸 鈔 1,080 錠	[丙申年] 高唐州：20,000 戸
	18 魯国公主位（コンギラト部長 駙馬魯王家）	至元 18 年	汀州 40,000 戸 鈔 1,600 錠	[丙申年] 濟寧路：30,000 戸
	19 昌国公主位（イキレス部長 駙馬昌王家）	至元 18 年	広州路 27,000 戸 鈔 1,080 錠	[丙申年]〔冠州：〕12,652 戸
	20 鄆国公主位（コンギラト部長駙馬岐王家）	至元 18 年	横州等処 40,000 戸 鈔 1,600 錠	[丙申年] 濮州：30,000 戸
	21 ムカリ国王（ジャライル部）	至元 18 年	韶州等路 41,019 戸 鈔 1,640 錠	[丙申年] 東平：39,019 戸
	22 タイスン郡王（ムカリ国王弟）	至元 18 年	韶州路楽昌県 17,000 戸 鈔 428 錠	[丙申年] 東平東阿県：10,000 戸
	23 クイルダル・セチェン（マングト部）	至元 18 年	桂陽州 21,000 戸 鈔 840 錠	[丙申年] 泰安州：20,000 戸
	24 ジュルチデイ郡王（ウルウト部）	至元 18 年	連州路 21,000 戸 鈔 840 錠	[丙申年] 德州：20,000 戸
	25 八答子（バダイ・キシリク両ダルカン家）	至元 18 年	欽州路 15,087 戸 鈔 603 錠	[丙申年] 順徳路：14,087 戸
	26 右手万戸三投下 ポロルタイ万戸	至元 18 年	全州路清湘県 17,919 戸 鈔 716 錠	[丙申年] 広平路涪水県：17,333 戸
	27 和斜温両投下一千二百戸	至元 18 年	貴州 10,500 戸 鈔 420 錠	[丙申年] 曹州：10,000 戸
	28 世祖四斡耳朵 第二斡耳朵	至元 21 年	袁州路分宜県 4,000 戸 鈔 160 錠	[歳賜] 銀 50 錠，又 7 錠，段 150 匹
	29 世祖次子 北安王ノムガン位	至元 22 年	臨江路 65,000 戸 鈔 2,600 錠	[歳賜] 段 1,000 匹，絹 1,000 匹
30 右手万戸三投下 テムテイ駙馬	至元 22 年	全州路録事司 9,876 戸 鈔 395 錠	[丙申年] 広平路磁州：9,457 戸	
31 太祖四大斡耳朵 八不別及妃子位			至元 25 年：河間（路）清州 510 戸（延祐年間：絲 204 斤）	

テムル (成宗) 期	a	順宗后位	大徳2年		32,500戸		[歳賜] 段500匹
	b	世祖四斡耳朵 大斡耳朵	大徳3年	袁州路宜春県	40,000戸 ^{*1)}	鈔1,600錠	[歳賜] 銀50錠
	c	世祖四斡耳朵 第二斡耳朵	大徳4年	袁州路萍郷州	42,000戸	鈔1,680錠	
	d	世祖次子西平王アウルクチ位	大徳7年	南恩州	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 段匹物料、折鈔1,656錠。銀50錠、折鈔1,000錠。
	e	睿宗子世祖次子裕宗位 裕宗子順宗子武宗	大徳8年	瑞州路	65,000戸	鈔2,600錠	懷孟: 11,273戸 (丁巳年にクビライへ分撥された戸口)
	f	世祖四斡耳朵 第三斡耳朵	大徳10年	袁州路宜春県	29,750戸	鈔1,190錠	[歳賜] 銀50錠。
	g	世祖四斡耳朵 第四斡耳朵	大徳10年	袁州路万載県	29,750戸	鈔1,190錠	[歳賜] 銀50錠。
カイシャン (武宗) 期							
アユルバルワダ (仁宗) 期	h	世祖次子アヤチ大王位	皇慶元年	邵武路光沢県	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 銀50錠、折鈔1,000錠。段匹物料、折鈔1,656錠。
	i	世祖次子鎮南王トゴン位	皇慶元年	福州路寧徳県	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 銀50錠。段匹物料、折鈔1,656錠。
	j	世祖次子雲南王フゲチ位	皇慶元年	福州路福安県	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 銀50錠、折鈔1,000錠。段匹物料、折鈔1,656錠。
	k	世祖次子クトゥ・テムル太子位	皇慶元年	泉州路南安県	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 銀50錠、折鈔1,000錠。段匹物料、折鈔1,656錠。
	l	裕宗長子晋王カマラ位	皇慶元年	南康路	65,000戸		[歳賜] 段1,000匹、絹1,000匹。
	m	順宗子アムガ魏王位	皇慶元年	慶元路	65,000戸	鈔2,600錠	
	n	裕宗長子晋王カマラ位 ドルジ					[歳賜] 延祐元年為始、年例支中統鈔1,000錠。延祐年間: 閩閩不花所管益都29戸。
	o	裕宗長子晋王カマラ位 テリゲル・ブカ湘寧王		湘郷州・寧郷県 ^{*2)}	65,000戸	鈔2,600錠	
	p	順宗子武宗子明宗位	延祐2年	湘潭州	65,000戸	鈔2,600錠	
	q	武宗斡耳朵 チンゲ皇后位	延祐2年	湘陰州	42,000戸	鈔1,680錠	[歳賜] 銀50錠、鈔500錠。
r	武宗斡耳朵 オルジェテイ皇后位	延祐2年	潭州路衡山県	29,750戸	鈔1,190錠	[歳賜] 銀50錠。	
s	懂兀兒王		(延祐2年為始、支中統鈔二百錠、無城池。)				
t	睿宗子世祖次子裕宗位 裕宗妃バイラン・エゲチ	延祐3年	江州路徳化県	29,750戸	鈔1,190錠	[歳賜] 銀50錠。	
シデバラ (英宗) 期							
イスン・テムル (泰定帝) 期	u	世祖次子寧遠王ココチュ位	泰定元年	永福県	13,604戸	鈔544錠	[歳賜] 段匹物料、折鈔1,656錠。銀50錠、折鈔1,000錠。
	v	睿宗長子憲宗子アスタイ大王位	泰定2年 泰定3年				[歳賜] コンコ・テムル大王改封并王、増歳賜銀10錠、バルトゥ大王銀8錠。 [歳賜] メリク・クトゥルグ皇后位下、添歳賜中統鈔1,000錠、段50匹、絹50匹。
トク・テムル (文宗) 期	w	アラトナシリ豫王	天曆元年	江西行省南康路	(「晋王カマラ位」の南康路65,000戸を与えられる。)		
	x	エル・テムル太平王	天曆元年	江東道太平路地五百頃			[歳賜] 天曆元年、定金10錠、銀50錠、鈔10,000錠。

[丙申年] は、オゴデイ時代、1236年の分撥。[壬子年] [乙卯年] [丁巳年] はモンケ時代、それぞれ1252年、1255年、1257年の分撥。

*1 植松 1996 (1997, p. 102) に従い、「一萬戸」とあるのを訂正。

*2 植松 1996 (1997, p. 111) に従い、「湘郷州」とあるのを訂正。

クビライ治世中よりクビライの諸皇子への政府からの待遇の違いは明確にされていたと考えられる。

上述の如く、至元25年にエセン・テムルに与えられた雲南王印が、「塗金駝鈕印」であり、屠奇らはこの印を『元史』諸王表に従い【金印駝紐】の雲南王印と考えた。『元史』本紀において「塗金」印を与えられた者は5名いる。クビライとバヤウジン・カトンの子トゴンが至元21年6月に鎮南王に封ぜられた時や、トルイ家傍流でモンゴル高原で親クビライ派として活躍した鎮遠王ヤクドゥらが至元27年に、いずれも「塗金銀印」を授かっている¹¹⁶⁾。鎮南王位は『元史』諸王表では安西王・北安王と同じく【金印螭紐】とされるが、それ以外の鎮遠王・靖遠王は【金鍍銀印龜紐】、靖恭王・懿徳王は【金鍍銀印駝紐】に記される王号であり、「塗金銀印」は文字通り金でメッキを施した銀印で、『元史』諸王表でいう【金鍍銀印】の2種の印と同義である。クビライ庶出で、雲南王エセン・テムルの叔父にあたり、「歳賜の条」でも同格扱いされている西平王アウルクチ、アヤチが至元年間後半に保有していた印は「銀印」だった¹¹⁷⁾。成宗テムル即位のクリルタイにおいても、アウルクチ、ココチュ、トゴン、エセン・テムルは同格として扱われており¹¹⁸⁾、鎮南王位も初めに授かった印は、『元史』本紀の記す「塗金銀印」、あるいは「金鍍銀印」であったと考えて不自然ではなからう。エセン・テムルの雲南王印の授与例のみ鈕の形に言及しているが、やはり至元25年に改めて賜った王印も、トゴン等と同じく「塗金銀印」にあたる【金鍍銀印駝紐】であったとすべきである。

鎮南王印の金鍍銀印から【金印螭紐】への昇格が、何時為されたかは不明であるが、同じく「塗金銀印」を有していた鎮遠王ヤクドゥや、同格扱いであった異母兄の寧遠王ココチュや、雲南王エセン・テムルが一字王号の楚王、寧王、營王へ進封した（表3）、カイシャン即位時ではなからうか。クビライは自身の名代として皇子を地方へ出鎮させていたが、嫡出のマンガラ（安西王。子のアーナダが襲封）とノムガン（北平王。後に北安王）に「金印」を授けて、西部方面とモンゴル高原の各ウルスの上位に居らせ、当該地方を預からせた。その脇に庶出のフゲチ（雲南王。子のエセン・テムルが襲封）、アウルクチ（西平王）、アヤチ、ココチュ（寧遠王）、トゴン（鎮南王）らに「銀印」を与えて配した。クビライ家以外の自らのウルスを統べる諸王らに、漸次分地に因む国邑名をもつ王号を附与したことと比べると、雲南王以外は与えられた役割を表す王号が用いられている。カイシャンが即位後に反対意見を無視して¹¹⁹⁾ 最高待遇の一字王号や「金印」の王号を諸王侯へ与えた折、クビライ庶子の各家も、フゲチ家はエセン・テムルが營王に、ココチュは寧王に進封している。そして雲南王位に老的が襲封したことによって、アウルクチ家も【金印駝紐】王号を拝した。晋王カマラ、梁王松山の出鎮時の格の高さは、クビライ嫡流の皇太子チンキムの子と孫であるが故に、他の諸王の上位に置くための処置であったと思われる、梁王松山の更迭と老的の雲南王襲封は、同じチンキムの孫であっても、カマラの弟ダルマバラの嫡子であるカイシャンによる、カマラ家の政治基盤を奪出という一面もあったのではないか。その意味で、カイシャンとは対照的に、親カイシャン派と対立するアウルバルワダは即位後、クビライ庶子の諸王家だけでなく、政権の後背を固めるためかカマラ家の晋王・湘寧王への分撥を行って優遇し（表4-h～o）¹²⁰⁾、シディバラはさらに王禪を雲南王に封じたことによって、カマラ家はチンギス・カンの大オールドとノムガンの家産、北のモンゴル高原と西南の雲南一帯を抑え、晋王・湘寧王・雲南王が管理する江南戸鈔も合わせれば251,000戸を有し（表4-16, 29, 1, o）、経済的にも元朝の財政に非常に大きな影響を及ぼす存在となり、シディバラ暗殺後のイスン・テムル即位への後押しとなった点は、元朝の政治史上注意されるべきことであろう。

むすび

以上、本稿では『元史』諸王表の雲南王の条の疑問点に着目し、天暦の内乱以前の雲南王位の継承と、王印の変遷を元朝の諸王の印制の観点から考察を試みた。

元朝の雲南王は、いずれもクビライの子孫ではあるものの、庶出のフゲチ家のフゲチ、エセン・テムルの後、同じく庶出のアウルクチ家の老的に移る。そして、カアン位をめぐるカイシャン、アウルバルワダ兄弟の両家による政争の結果、雲南王位にはカイシャンに更迭された梁王松山の子、王禪がつく。王禪の梁王への進封にともない、王禪の子テムル・ブカが襲封するに及んで、雲南はカマラ以来4代に亘る縁をカマラ家ともつこととなる。

印制においては、『元史』諸王表に見られる6等級は、『元典章』の印章に関する規定に拠って、金印（金印獸紐・金印螭紐・金印駝紐）、金鍍銀印（金鍍銀印駝紐・金鍍銀印亀紐）、銀印（銀印亀紐）の3つのグループに分けられる。そしてそれぞれ銀印は駟馬たちに与えられる印であり、金印は、自らのウルスを有する諸王や、有力藩王に与えられる印であり、カイドゥ勢力が崩壊した後の大徳8年から武宗カイシャンの即位を経て、金印を授与される諸王は増加する。それは歳賜等財政支出の増加させた反面、王号と印の授与という行為を媒体として、程度の差はあれ元朝の宮廷序列に基づ

く統属関係へ各ウルスを組み込むことを意味した。金鍍銀印は、クビライの治世には地方鎮戍を委ねられたクビライ庶出の皇子らへ与えられることが多かったが、武宗期以降、与えられる諸王は減少していき、ウルスに内在する小型のウルスの主達も、元朝が認可すれば王号と金印を与えられ、各ウルス当主たちに委ねられていた歳賜などの分配に関係なく、ウルス全体の総額の中から政府が定めた額を受領するものも増えていった¹²¹⁾。ただし、嫡庶の待遇差は大きかったようで、マンガラらクビライ嫡出の皇子麾下には根幹となるケシクと4つの千戸組織が存在し、15万の兵士が属したというが¹²²⁾、庶子の系統は、後に鎮南王トゴンの子コンチェク・ブカが威順王（【金印螭紐】）として武昌へ出鎮した際率いたのは、500名のケシクの他1,000名とその家族群であった¹²³⁾。

『元史』諸王表の雲南王は【金印駝紐】と【金鍍銀印駝紐】の2項目を設けており、記述上、編纂時の齟齬がみられるが、考察の結果、第3代雲南王の老的のみが【金印駝紐】を賜ったことが確認できる。『元史』諸王表では【金印駝紐】に名が記される初代のフゲチと、第2代雲南王のエセン・テムルが授かった王印は【金鍍銀印駝紐】とすべきである。しかし、『元史』諸王表では【金鍍銀印駝紐】とされる王禪、テムル・ブカ父子の与えられた雲南王印の種類を明記する史料は他に見られない。しかし、泰定年間に各行省単位で出鎮を命ぜられた諸王は金印を授かっている例があり、彼らが【金印駝紐】を所持していた可能性も考えられる。トゴン・テムル期の雲南王（阿魯、孛羅、把匝剌瓦爾密）らへ雲南王位が継承されたという点も含め、今後も検討すべき課題とする。

注

- 1) モンゴル帝国の基本国家構造に関しては本田実信 1953 と杉山正明 1978 を参照。ウルス (ulus) とは、かつて後藤富男氏は「オボク原理 (父系血縁関係に基づく分枝諸集団: 著者) によって形成されるイルゲンは、その成員が全体として一人のアハの指導の下にあるかぎり、かれらの占拠する地域 (ヌトゥク) もろともオロス (=ウルス: 著者) として観ぜられる」とし、元来は複数の家族によって構成されたもの (合同家族) が、隣接集団どうして軋轢が生じて次第に統率者 (エジェン) と従属者が生じ、有力な合同家族群のもとに統合されて集団全体を支配する政治的権力が成立するという過程によって拡大するものであると解説する (後藤富男 1968, pp. 330-342)。元朝を含めたモンゴル帝国全体も一個のウルスであるが、その下にはチンギス・カンの諸子・諸弟を始祖とするウルスが存在し、それらもさらにヌトゥクの拡大、新征服地からの権益の分配、世代ごとに細分化する資産相続を繰り返すことで、帝国内の各ウルスも、その内に幾つもの小型のウルスを内包していた (杉山正明 2004。赤坂恒明 2004。村岡倫 2008 など)。本稿では仮に、帝国の成員によってある諸王の政治的権力が認められ、特定の戸口 (イルゲン) と、彼等が活動基盤とすることによって諸王に付随する土地 (遊牧本領 = ヌトゥク、華北投下領、江南投下領など) とを併せて「ウルス」、ヌトゥクや各地方の投下領を「分地」と称し、煩を避けるためクビライとその後継者たちを直接に頂く国は通称に従い「元朝」と称させていただく。
- 2) 杉山正明 2004, pp. 14-16。
- 3) 松田孝一 1978。
- 4) 松田孝一 1979。
- 5) 植松正 1996。
- 6) 村岡倫 1997。
- 7) 杉山正明 1993 (2004, pp. 187-240)。
- 8) 李治安 2007 (増訂本。初版は 1992)。出鎮に関しては、第 5 章「元朝時期的宗王出鎮」(pp. 183-205)。
- 9) 四日市康博 2007。
- 10) 杉山正明 1982 (2004, pp. 242-287)、1983 (2004, pp. 288-333)。
- 11) 野口周一 1986a、1986b。
- 12) 『元史』巻 6、世祖本紀 3、至元 4 年 8 月丁丑、「封皇子忽哥赤爲雲南王、賜駝鈕金鍍銀印。」
- 13) 『元史』巻 6、世祖本紀 3、至元 4 年 9 月「戊申、……立大理等處行六部、以闊闊帶爲尚書兼雲南王傅、

- 柴禎尚書兼府尉、寧源侍郎兼司馬。庚戌、遣雲南王忽哥赤鎮大理・鄯闡・茶罕章・赤禿哥兒・金齒等處、詔撫諭吏民。」地名の考証は夏光南 1935、Peliot 1959 (p. 171) と松田孝一 1980 (注 23, 注 28) を参照。
- 14) 『元史』卷 167、張立道伝、「雲南三十七部都元帥寶合丁專制歲久、有竊據之志、忌忽哥赤來爲王、設置毒酒中、且賂王相府官無泄其事。立道聞之、趨入見、守門者拒之、立道怒與爭、王聞其聲、使人召立道、乃得入、爲王言之。王引其手、使探口中、肉已腐矣。是夕、王薨。寶合丁遂據王座、使人諷王妃索王印。立道潛結義士、得十三人、約共討賊、刺臂血和金屑飲之、推一人走京師告變。事頗露、寶合丁乃囚立道、將殺之。人匠提舉張忠者、燕人也、於立道爲族兄、結壯士夜劫諸獄、出之、共亡至土蕃界、遇帝所遣御史大夫博羅歡・王傅別怙與告變人俱來。二人者遂與立道俱還、按寶合丁及王府官嘗受賂者、皆伏誅。」また、その事後処理の結果報告が同書卷 7、世祖本紀 4、至元 8 年 2 月乙巳の条に、「大理等處宣慰都元帥寶合丁・王傅闊闊帶等、協謀毒殺雲南王、火你赤・曹禎發其事、寶合丁・闊闊帶及阿老瓦丁・亦速夫竝伏誅、賞禎・火你赤及證左人金銀有差。」と報告されている。興味深いことに、救出された張立道は、フゲチの死と雲南での変を知りクビライによって急遽派遣された博羅歡・別怙らと「土蕃界」、つまりチベットの境界で遭遇しており、当時、クビライの夏营地、開平府（後の上都）から雲南へ至る道が、四川地方経由ではなく、陝西の六盤山から臨洮を經由して南下した 1253 年のクビライの遠征同様に、チベット高原東部を經由していたことをうかがわせる（松田孝一 1980）。当時、現在の西昌市一帯の建昌蛮が叛乱を起こしていたことも一因に挙げらる。フゲチの実弟アウルクチと、諸王たちに率いられた元朝軍によって建昌蛮の叛乱が平定されるのは至元 9 年であり（『元史』卷 61、地理志 4、雲南諸路行中書省、羅羅蒙慶等處宣慰司都元帥府の各項）、四川省の成都から大渡河をわたって建昌路・武定路を縦断し中慶路（昆明）へいたる駅伝路が整備されるのはさらに後の至元 15 年であった。だが、依然として雲南以外から来る者には夏に通行できない気候と難路であった（『永樂大典』卷 19417 所収『經世大典』站赤 2、至元 15 年 5 月 6 日の条：同卷 19419 所収、『經世大典』站赤 4、至元 28 年 3 月 17 日の条）。
- 15) 松田孝一 1980。『元史』卷 122、昔里鈴部伝附魯魯伝。同書卷 125、賽典赤贍丁伝。同書卷 167、張立道伝。
- 16) 李治安 2007, pp. 354-368。方慧 2001。
- 17) 『元史』卷 108、諸王表、「元興、宗室・駙馬、通稱諸王、歲賜之頒、分地之入、所以盡夫展親之義者、亦優且渥。然初制簡朴、位號無稱、惟視印章、以爲輕重。厥後遂有國邑之名、而賜印之等猶前日也。得諸掌故、具著于篇、作諸王表。」
- 18) 王惲『秋澗先生大全文集』卷 81、中堂寺記 中、中統 2 年 5 月 9 日庚午、「皇弟摩哥大王世子昌童封永寧王、仍改父王玉寶爲金印。命惲討論古今諸侯王印制、遂製細爲駝作三臺、其文曰永寧王印。」
- 19) 『元史』卷 6、世祖本紀 3、至元 4 年 8 月丁丑「封皇子忽哥赤爲雲南王、賜駝鈕金鍍銀印。」
- 20) 『元史』卷 11、世祖本紀 8、至元 17 年冬 10 月「丙子、賜雲南王忽哥赤印。」
- 21) 『元史』卷 15、世祖本紀 12、至元 25 年 2 月「丙寅、賜雲南王塗金駝鈕印。」
- 22) 『元史』卷 23、武宗本紀 2、至大 2 年 3 月己丑「梁王在雲南有風疾、以諸王老的代梁王鎮雲南、賜金二百五十兩・銀七百五十兩、從者幣帛有差。」
- 23) 『元史』卷 23、武宗本紀 2、至大 2 年 3 月「丙寅、賜雲南王老的金印。」中華書局点校本『元史』(p. 531) では、この一文の日付「丙寅」は誤りであることが指摘されている。中華書局は「丙申（13 日）」の誤りとしたが、成案とするにはやや根拠に乏しい。
- 24) 『元史』卷 27、英宗本紀 1、延祐 7 年 5 月丁未、「封王禪爲雲南王、往鎮其地。」
- 25) 『元史』卷 29、泰定帝本紀 1、泰定元年冬 10 月丁丑、「徙封雲南王王禪爲梁王、食邑益陽州六萬五千戸、仍以其子帖木兒不花襲封雲南王。」
- 26) 『元史』諸王表では、エセン・テムルの營王進封は大徳 11 年となっているが、『元史』卷 22、武宗本紀 1、至大元年春正月己丑の条に「封諸王也先鐵木兒爲營王。」とある。本稿では本紀に拠った。
- 27) 屠寄『蒙兀兒史記』卷 76。
- 28) 『元史』卷 38、順帝本紀 1、元統 2 年 5 月戊申、「詔文濟王蠻子鎮大名、雲南王阿魯鎮雲南、給銀字團牌。」
- 29) 『元史』卷 40、順帝本紀 4、至正 7 年 3 月乙丑、「雲南王孛羅來獻死可伐之捷。」
- 30) 『元史』卷 14、世祖本紀 11、至元 24 年 11 月丁酉、「桑哥言、『先是皇子忙哥刺封安西王、統河西・土番・四川諸處、置王相府、後封秦王、給二金印。今嗣王安難答仍襲安西王印、弟按攤不花別用秦王印、其下

- 復以王傳印行、一藩而二王、恐於制非宜。』詔以阿難答嗣爲安西王、仍置王傳、而上秦王印、按攤不花所署王傳罷之。」cf. 松田孝一 1979。
- 31) 中華書局点校本『元史』(p. 2725)では、乞八大王は武靖王撒思班の子として記すが、親子関係を明確に記す史料や傍証史料もない。ここは百衲本に拠って示した。
- 32) Rashīd / Верховский 1960, p. 155 : 『史集』第二卷, p. 285。
- 33) 魏源や屠寄は、「罕」は「汗 (Qan)」、つまり北アジアにおける王のことであり、実名は「老的」とする(『元史新編』巻57、帝室世系表、西平王奥魯赤位。『蒙兀兒史記』巻149、帝室世系表、西平王奥魯赤世系)。当時、王を意味するペルシア語「シャー」や、王子を意味したテュルク語「テギン」を名前の一部にもつ人名は史料上に頻繁に見られる(至正17年から25年の御史大夫のカルルク部長家の老的沙(ラオデイ・シャー : 『元史』順帝本紀、察罕帖木兒伝、逆臣伝)など)。そのため、カン(罕=王)が名の末尾にあっても称号であると断定はできないが、『元史』本紀において、雲南王位にあった人物はいずれも「老的」を記される。本稿では『元史』本紀に従う。
- 34) 杉山正明 1983 (2004, pp. 308-309)。『元史』巻117、禿剌伝。『漢藏史集』の伝えるアウルクチの系譜も、アウルクチの孫の世代までは同じであるが、曾孫の世代には朮思班の子として班瑪塔という人物の名を挙げるのみ(『漢藏史集』, p. 144)。
- 35) 志茂碩敏 1995, pp. 2-9 : 宇野伸浩 2006, pp. 97-98 の研究史及び注6の諸研究を参照。
- 36) Rashīd / Верховский 1960, p. 155 : 『史集』第二卷, p. 285。筆者はペルシア語を解しないため、ロシア語訳からの重訳をさせていただいた。
- 37) 松山は、『元史』宗室世系表の顯宗皇帝(カマラ)三子の条で、「長梁王松山、次二泰定帝、次三湘寧王迭里哥兒不花。」と記されるものの、『集史』ではチンキムの諸子を伝える文中で「第1子はカマラ。彼には3子あり。イスン・テムル(泰定帝)、ジュンシャン(松山)、ディルクン・ブカ(迭里哥兒不花)である」と(Rashīd / Верховский 1960, p. 154 : 『史集』第二卷, p. 284)、松山とイスン・テムルの順序が入れ替わっている。『集史』は皇子の長幼よりも、生母たるカトンの順序で記されたようであり、松山はカマラの庶長子であるかもしれない。
- 38) 『元史』巻11、世祖本紀8、至元17年冬10月丙子。
- 39) 『元史』巻167、張立道伝、「〔至元〕十七年、入朝、力請於帝以雲南王子也先帖木兒襲王爵、帝從之。遂命立道爲臨安西道宣撫使、兼管軍招討使、仍佩虎符。」
- 40) 『元史』巻125、賽典赤瞻思丁伝、「賽典赤居雲南六年、至元十六年卒、年六十九、百姓巷哭、葬鄯闐北門。交趾王遣使者十二人、齎經爲文致祭、其辭有「生我育我、慈父慈母」之語、使者號泣震野。帝、思賽典赤之功、詔雲南省臣盡守賽典赤成規、不得輒改。」
- 41) 安部健夫 1955, pp. 100-102。恵谷俊之 1968, pp. 97-98。杉山正明 1983 (2004, pp. 299-302)。村岡倫 1985。
- 42) 蘇天爵『國朝文類』巻59、姚燧「平章政事忙兀公神道碑」。『元史』巻118、特薛禪伝。同巻121、博羅歡伝。同巻128、土土哈伝。同巻149、移剌捏兒伝 附移剌元臣伝。『滿州金石志』巻4、張氏先塋碑。
- 43) 『元史』巻163、趙炳伝 松田孝一 1979。
- 44) 安部健夫 1955, pp. 102-106。
- 45) 杉山正明 1987 (2004, pp. 334-370)。大葉昇一 1993。
- 46) 中村淳 1997, pp. 124-129。中村氏は、パクパの帰藏・西平王アウルクチの遠征の原因となった、サキヤ派ボンチェン、クンガサンボの反乱も、中央アジアの勢力との関わりがうかがえるため、「シリギの乱」と関連する可能性を指摘されている。
- 47) 白鳥芳郎 1951。『国朝文類』巻41所収、経世大典、征伐。『元史』巻210、外夷伝3、緬の条。
- 48) 通常、大都路以南の旧金朝領を意味する。中書省直轄地を「腹裏」とも称したが、河南省行省と、後には陝西行省の地も含めて「内郡」として扱っている(『元史』巻16、世祖本紀13、至元28年の年末の戸口調査報告や、同巻21、成宗本紀4、大徳7年閏5月癸未の条の上都・応昌などへの禁酒の記述を参照。)
- 49) 『元史』巻22、武宗本紀1、大徳11年6月甲寅、「敕内郡・江南・高麗・四川・雲南諸寺僧誦藏經、爲三宮祈福。」
- 50) このトゥグルクは、オゴデイの長子グユクの子ホージャの子トゥグルクとされる(松田孝一 1996。村岡

- 1992, p. 30)。王惲撰『秋澗先生大全文集』卷 51「塔必公神道碑銘并序」。『元史』卷 7、世祖本紀 4、至元 9 年正月丁丑。同卷 8、世祖本紀 5、至元 12 年春正月己亥。同卷 9、世祖本紀 6、至元 13 年夏 4 月丁卯。同卷 125、賽典赤瞻思丁伝。同卷 155、汪世顯伝附汪惟正伝。同卷 162、李忽蘭吉伝。李榮和『(光緒)永濟縣志』卷十七、藝文所収「裴參政神道碑」。
- 51) 『元史』卷 125、賽典赤瞻思丁伝附納速刺丁伝、「會其父瞻思丁歿、雲南省臣於諸夷失撫綏之方、世祖憂之、近臣以納速刺丁爲言。〔至元〕十七年、授資德大夫・雲南行中書省左丞、尋陞右丞。」
- 52) 松田孝一 1979, pp. 46-47。姚燧『牧庵集』卷 10「延釐寺碑」。『元史』卷 159、商挺伝、「王薨、王妃使挺請命于朝、以子阿難答嗣。帝曰、『年少、祖宗之訓未習、卿姑行王相府事。』」同卷 163、趙炳伝。
- 53) 『元史』卷 167、張立道伝。
- 54) 『永樂大典』卷 19418 所収、經世大典、站赤 3、至元 22 年 4 月の条。『国朝文類』卷 41 所収、經世大典序、征伐。『元史』卷 210、外夷伝 3。
- 55) 『元史』卷 13、世祖本紀 10、至元 22 年 5 月戊子、「雲南行省臣脱怙木兒言蠲逋賦・徵侵隱・戍叛民・明黜陟・罷轉運・給親王・賦豪戸・除重税・決盜賊・增驛馬・取質子・定俸祿・教農桑・優學者・卹死事・捕逃亡十餘事、命中書省議其可者行之。」
- 56) 松田孝一 1978。乙坂智子 1997。
- 57) 山本明志 2008。
- 58) 『元史』卷 12、世祖本紀 9、至元 20 年 12 月丙午、「罷雲南造賣金箔規措所。罷雲南都元帥府及重設官吏。定質子令、凡大官子弟、遣赴京師。」
- 59) 『元史』卷 13、世祖本紀 10、至元 21 年閏 5 月乙酉、「以雲南境內洪城併察罕章、隸皇太子。」。同卷 60、地理志 3、四川等處行中書省、諸部蠻夷、「阿永蠻部 至元二十一年、酋長阿泥入覲、自言阿永隣境烏蒙等蠻悉隸皇太子位、願依例附屬。詔從其請、以阿永蠻隸宮府。」。同卷 61、地理志 4、雲南諸路行中書省、鶴慶路軍民府、「〔至元〕二十年、爲燕王分地、隸行省。」。同書同卷、曲靖等路宣慰司軍民萬戸府「〔至元〕二十年、以隸皇太子。」
- 60) 『元史』卷 62、地理志 5、江西等處行中書省、龍興路。
- 61) 『元史』卷 82、選舉志 2、銓法上、「〔至元〕十九年、詔、『各投下長官、宜依例三年一次遷轉。』省臣奏、『江南諸王分地長官、已令如例遷轉、其間若有兼管軍鎮守爲達魯花赤者、一體代之、似爲不宜。合令於投下長官之上署字、一同兩事。』二十年、議、『諸王各投下千戸、於江南分地已於長官內委用、其州縣長官、亦令如之、似爲相宜。』」
- 62) 韓国学中央研究院編『至正條格』第 27 卷、賦役、禁投下横科の一条に、「泰定四年閏九月、刑部議得『四川廉訪司申、荊王位下王傳、指以整治軍人氣力爲名、故違累朝條制、別不經由省・部、擅將本投下人戸、比之元額、多科差發中統鈔一千五百定、當該違錯官吏、本道另行取問。參詳、各投下總管府等衙門、今後科差、務要欽遵世祖皇帝以來累降條畫施行。敢有違犯、以違制論。主司失於約束、罪併及之。』都省准擬。」(影印本, p. 79: 校訂本, p. 80) とあり、年代は降るが 1327 年、当時四川廉訪司の監察地内にコデン家の荊王イス・エブゲンの分地(文中の本投下)が存在し、荊王の王傳が政府を通さず元額以上に税を徴収していたことを記している。また、コデン家は至元 20 年 11 月丁巳に、当時の当主ジビク・テムルが四川行省に北接する陝西の分地の鞏昌(二十四城)に管課官を設けようとして許可されず、代わりに拘樵課税所の設置を願ひ出ている。当時の各ウルスの分地行政体制の整備と関連してどうか(『元史』卷 12、世祖本紀 9)。
- 63) 『元史』卷 14、世祖本紀 11、至元 23 年 2 月甲辰の条。同卷 165、張萬家奴伝。
- 64) 李治安 2007, pp. 361-362。また『永樂大典』卷 19418 所収、『經世大典』站赤 3、至元 23 年 4 月 4 日の条で、「參政秃魯花鐵木兒奏、『也先鐵木兒・鐵木兒不花兩界、其間烏蒙地可立站。一站用馬十五匹可也。』奉旨立站、則是但肯從其言立之乎、如何則可立可與共論之。」と、一定地方の站赤の管理地域を出鎮している宗王の名をもって把握している。
- 65) 『元史』卷 15、世祖本紀 12、至元 25 年 2 月丙寅、「賜雲南王塗金駝鈕印。」
- 66) 『元史新編』卷 57、帝室世系表、西平王奧魯赤位。『蒙兀兒史記』卷 149、帝室世系表、西平王奧魯赤世系。
- 67) 『元史』卷 15、世祖本紀 12、至元 25 年夏 4 月甲戌、「敕緬中行省、比到緬中、一稟雲南王節制。」

- 68) 『元史』卷16、世祖本紀13、至元27年冬10月壬申、「封皇孫甘麻剌爲梁王、賜金印、出鎮雲南。」李治安2007, pp. 354-368。
- 69) 『元史』卷17、世祖本紀14、至元29年12月庚寅。同卷115、顯宗伝「二十九年、改封晉王、移鎮北邊、統領太祖四大斡耳朶及軍馬・達達國土、更鑄晉王金印授之。」李治安2007, pp. 312-339。
- 70) 『元史』卷17、世祖本紀14、至元30年秋7月己未、「詔皇曾孫松山出鎮雲南、以皇孫梁王印賜之。」
- 71) 『元史』卷16、世祖本紀13、至元28年6月乙酉。
- 72) 『元史』卷167、張立道伝「〔至元〕三十年、皇曾孫松山封梁王、出鎮雲南。大德二年、廷議求舊臣可爲梁王輔行者、立道遂以陝西行臺侍御史拜雲南行省參政。視事期月、卒于官。」
- 73) 『元史』卷22、武宗本紀1、至大元年春正月己丑、「封諸王也先鐵木兒爲營王。」
- 74) 『元史』卷30、泰定帝本紀2、泰定4年2月乙亥、「親王也先鐵木兒出鎮北邊、賜金一錠・銀五錠・鈔五百錠・幣帛各十四。」
- 75) 『元史』卷32、文宗本紀1、致和元年(天曆元年)9月庚申朔、「上都諸王也先帖木兒・平章禿滿迭兒、自遼東以兵入遷民鎮、諸王八刺馬・也先帖木兒以所部兵入管州、殺掠吏民。」同卷138、燕鐵木兒伝「〔天曆元年9月〕丁亥、禿滿迭兒及諸王也先帖木兒軍陷通州、將襲京師、燕鐵木兒急引軍還。十月……癸巳、駐檀子山之棗林、也先帖木兒・禿滿迭兒合陽翟王太平・國王朶羅台・平章塔海軍來鬪、士皆殊死戰。」
- 76) 『元史』卷34、文宗本紀3、至順元年2月庚子、「以兵興所收諸王也先帖木兒・搠思監等印還給之。」同卷36、文宗本紀5、至順3年2月癸卯、「諸王也先帖木兒薨。」
- 77) 『元史』卷23、武宗本紀2、至大2年3月己丑、「梁王在雲南有風疾、以諸王老的代梁王鎮雲南、賜金二百五十兩・銀七百五十兩、從者幣帛有差。」
- 78) 『元史』卷23、武宗本紀2、至大2年3月丙寅、「賜雲南王老的金印。」ただし、既述の通りこの丙寅の日付は誤っており(中華書局点校本, p. 531)、金印授与日は不詳。
- 79) 『元史』卷17、世祖本紀14、至元30年秋7月己未、「詔皇曾孫松山出鎮雲南、以皇孫梁王印賜之。」
- 80) 『国朝文類』卷41、経世大典序録、招捕、「雲南」「車里」「烏撒烏蒙東川芒部」「八百媳婦」「宋隆濟」。『元史』卷20、成宗本紀3、大德5年6月壬辰、「宋隆濟攻貴州、知州張懷德戰死。梁王遣雲南行省平章幢兀兒・參政不蘭奚將兵禦之、殺賊酋撒月、斬首五百級。」
- 81) 『元史』卷21、成宗本紀4、大德9年3月庚戌、「詔梁王勿與雲南行省事、賜鈔千錠。」
- 82) 老的の祖父西平王アウルクチはチベット高原を担当しており、父の鎮西武靖王テムル・ブカと、その王位を継いだ老的の弟搠思班は雲南の北に隣接する地域を担当していた。
- 83) 『元史』卷24、仁宗本紀1、至大4年5月癸酉、「八百媳婦蠻與大・小徹里蠻寇邊、命雲南王及右丞阿忽台以兵討之。」同年9月丁巳、「給雲南王老的部屬馬價一萬二千錠。」
- 84) 『元史』卷25、仁宗本紀2、延祐2年2月壬寅、「雲南王老的來朝。」また『国朝文類』卷41、雜著、招捕には、雲南の周辺各所での叛乱と討伐に関する記述が見られるが、雲南王老的の活動は明記されていない。この延祐2年の記事から13年後の、天曆元年12月乙巳に、「以阿伯等六人田宅賜諸王老的等六人。」(『元史』卷32、文宗本紀1)という一文がある。天曆内乱中に文宗トク・テムル政府が行った戦後処理において、大都側に与した諸王老的という人物が挙がっている。年代的にも王位は既に失っているが、雲南王老的その人である可能性もあろう。
- 85) 杉山正明1987。『元史』卷31、明宗本紀、序言。
- 86) 『元史』卷26、仁宗本紀3、延祐4年春正月乙卯、「諸王脱脱駐雲南、擾害軍民、以按灰代之。」按灰(アルクイ Alγui)は、諸王脱脱との交代を命じられているため、やはり王族と思われるが、大德11年8月乙未(『元史』卷22、武宗本紀1)、皇慶2年6月丙子(『元史』卷24、仁宗本紀1)、延祐3年12月丁亥(『元史』卷25、仁宗本紀2)、天曆元年9月戊寅に「諸王阿兒八忽・按灰・脱脱來朝。」(『元史』卷32、文宗本紀1)に現れる諸王按灰と同一人物であるかは不明。
- 87) 『元史』卷27、英宗本紀1、延祐7年5月丁未、「封王禪爲雲南王、往鎮其地。」同、至治元年3月甲午、「置雲南王府。」
- 88) 『元史』卷29、泰定帝本紀1、泰定元年夏4月辛酉、「親王圖帖睦爾至自潭州、及王禪、皆賜車帳・駝馬。」同、秋7月丙戌、「賜雲南王王禪鈔二千錠、諸王阿都赤鈔三千錠。」
- 89) 『元史』卷29、泰定帝本紀1、泰定元年10月丁丑、「徙封雲南王王禪爲梁王、食邑益陽州六萬五千戸、

- 仍以其子帖木兒不花襲封雲南王。封親王圖帖睦爾爲懷王、食邑瑞州六萬五千戶、增歲賜幣帛千匹竝賜金印。」
- 90) 『元史』卷30、泰定帝本紀2、泰定3年6月乙未、「命梁王王禪及諸王徹徹禿鎮撫北軍。賜王禪鈔五千錠・幣帛各二百匹。」同、8月丁亥、「遣梁王王禪整飭幹耳朶思邊事。」
- 91) 『元史』卷30、泰定帝本紀2、泰定4年秋7月戊午、「謀粘路土官賽丘羅招諭八百媳婦蠻招三斤來降、銀沙羅土官散怯遮殺賽丘羅、敕雲南王遣人諭之。」同、11月庚午、「召雲南王帖木兒不花赴上都。」
- 92) 『元史』卷32、文宗本紀1、天曆元年11月癸未、「刺沙伏誅、磔其尸於市、王禪亦賜死、馬某沙・紐澤・撒的迷失・也先鐵木兒等皆棄市。」
- 93) 『元史』卷32、文宗本紀1、天曆元年冬10月甲辰、「晉邸及遼王所轄路・府・州・縣達魯花赤竝罷免禁錮、選流官代之。」12月甲午、「以王禪奴婢賜鎮南王鐵木兒不花及燕鐵木兒。」甲寅、「以王禪妻金珠首飾歸中宮。」丁巳、「封西安王阿剌忒納失里爲豫王、賜南康路爲食邑。」
- 94) 『元史』卷、文宗本紀3、至順元年2月甲午、「禿堅・伯忽等攻晉寧州。禿堅自立爲雲南王、伯忽爲丞相、阿禾・忽刺忽等爲平章等官、立城柵、焚倉庫以拒命。……甲辰、流王禪之子于吉陽軍。」
- 95) 『元史』卷38、順帝本紀1、元統2年5月戊申、「詔文濟王蠻子鎮大名、雲南王阿魯鎮雲南、給銀字團牌。」
- 96) 『宋史』卷154、輿服志6、「印制 兩漢以後、人臣有金印・銀印・銅印。唐制、諸司皆用銅印、宋因之。諸王及中書門下印方二寸一分、樞密・宣徽・三司・尚書省諸司印方二寸。惟尚書省印不塗金、餘皆塗金。節度使印方一寸九分、塗金。餘印竝方一寸八分、惟觀察使塗金。諸王・節度・觀察使・州・府・軍・監・縣印、皆有銅牌、長七寸五分、諸王廣一寸九分、餘廣一寸八分、諸王・節度・觀察使牌塗以金、刻文云『牌出印入、印出牌入。』」
- 97) 『金史』卷58、百官志4、「印制 太子之寶 大定二十二年、世宗幸上京、鑄「守國之寶」以授皇太子。二十八年、世宗不豫、以皇太孫攝政、鑄「攝政之寶」。貞祐三十年十二月、以皇太子守緒控制樞密院、詔以金鑄「撫軍之寶」、如世宗時制、於啓稟之際用之。 百官之印 天會六年、始詔給諸司、其前所帶印記無問有無新給、悉上送官、敢匿者國有常憲。至正隆元年、以內外官印新舊名及階品大小不一、有用遼・宋舊印及契丹字者、遂定制、命禮部更鑄焉。」
- 98) 元朝期の王印としては、中国西藏自治区文物管理委員会所蔵の「白蘭王印」が、『西藏歴史檔案薈粹』にカラー写真で公開されている (No.22)。キャプションによると、印字面が一辺 11.3cm の正方形の銅質金印で、駱駝型の鈕がある。白蘭王は『元史』諸王表では至治元年に初封された【金印駱紐】の王号で、雲南王老的が授かった金印と同等級となる。銅質の鍍金である点が気がかりではあるが、【金印駱紐】の雲南王印も同様の形状と思われる。
- 99) クビライの庶子アヤーチも至元22年11月庚午に、「賜皇子愛牙赤銀印」(『元史』卷10、世祖本紀10)と、「銀印」を賜っている。
- 100) 『元史』卷18、成宗本紀1、元貞元年春正月乙亥「追封皇國舅按只那演爲濟寧王、諡忠武、封皇姑囊家真公主爲魯國大長公主、駙馬蠻子台爲濟寧王、仍賜金印。」
- 101) 『元史』卷19、成宗本紀2、大德元年3月丁丑、「封諸王鐵木而不花爲鎮西武靖王、賜駱紐印。」
- 102) 『元史』卷21、成宗本紀4、大德八年冬十月庚寅、「封皇姪海山爲懷寧王、賜金印、仍割瑞州戸六萬五千隸之、歲給五戸絲直鈔二千六百錠・幣帛各千匹。」
- 103) 『元史』卷21、成宗本紀4、大德8年12月辛丑、「封諸王出伯爲威武西寧王、賜金印。賜安西王阿難答、諸王阿只吉・也速不干等鈔一萬四千錠。」
- 104) 『元史』諸王表に大德10年に封ぜられたとあるが、昭武王合伯については詳細が分からない。
- 105) 靖遠王(カダイ：世祖本紀13、至元27年正月己未)、肅遠王(テムル・ブカ：世祖本紀13、至元28年2月辛卯)、鎮東王(エセン・テムル：『元史』諸王表「至元二十八年封。）」は、他にその具体的な活動が知れない。
- 106) 『元史』卷21、成宗本紀4、大德9年2月丁酉、「封諸王完澤爲衛安王、定遠王岳木忽而爲威定王、竝賜金印。」
- 107) 『元史』卷21、成宗本紀4、大德10年2月丙辰、「封孛羅爲鎮寧王、錫以金印。」
- 108) チンキム(燕王・皇太子)が中央を、マンガラとアナンダ父子(安西王・秦王)が陝西・河中府以西を、ノムガン(北平王、北安王)と後にカマラ(晋王)がモンゴル高原を担当。
- 109) 杉山正明 1995, p. 104. 大德11年に越王(禿剌)・寧王(闊闊出)・齊王(八不沙)・楚王(牙忽都)・

- 爾王（出伯）・濟王（朶列納）・魯王（瑯阿不刺駙馬）。至大元年（1310）に營王（也先帖木兒）・鄔王（拙忽難、後に趙王）・定王（藥木忽兒）・隴王（和郎撒）・昌王（阿失駙馬）・壽王（乃蠻帶）と、合計13位の【金印獸紐】の一字王号を授けている。また、大徳11年（1316）には【金印螭紐】の北寧王（迭里哥兒不花）、至大元年（1310）には【金印螭紐】の陽翟王（禿滿）、【金印駝紐】の寧肅王（脱脱）と3名の諸王が金印を授かっている。
- 110) 『元史』卷14、世祖本紀11、至元24年冬10月戊寅、「桑哥言、『北安王王相府無印、而安西王相獨有印、實非事例、乞收之。諸王勝納合兒印文曰『皇姪貴宗之寶』、寶非人臣所宜用、因其分地改爲『濟南王印』爲宜。』皆從之。」や、同11月丁酉、「桑哥言、『先是皇子忙哥刺封安西王、統河西・土番・四川諸處、置王相府、後封秦王、給二金印。今嗣王安難答仍襲安西王印、弟按攤不花別用秦王印、其下復以王傳印行、一藩而二王、恐於制非宜。』詔以阿難答嗣爲安西王、仍置王傳、而上秦王印、按攤不花所署王傳罷之。」とあるサンガの建言も、クビライ政府からの王印の授与、及び管理という形式を強く押し出す政策である。また『元史』卷28、英宗本紀2、至治3年秋7月丙辰には、「諸王徹徹禿入朝請印、帝以其政績未著、不允、賜鈔二十五萬貫。」と、諸王チュチュクトゥから印の授与を請われている。これらの政策の浸透例と見ることもできる。
- 111) 『元史』卷2、太宗本紀、太宗八年秋七月、「詔以眞定民戸奉太后湯沐、中原諸州民戸分賜諸王・貴戚・斡魯朶、拔都（ジョチ家）、平陽府。茶合帶（チャガタイ家）、太原府。古興（オゴデイ家）、大名府。孛魯帶（右手万戸）、邢州。果魯干（クルゲン家）、河間府。孛魯古帶（ベルグテイ家）、廣寧府。野苦（ジョチ・カサル家）、益都・濟南二府戸内撥賜。按赤帶（カチウン家）、濱・棣州。斡陳那顔（テムゲ・オッチギン家）、平・灤州。皇子闊端、駙馬赤苦、公主阿刺海、公主果眞、國王查刺溫、茶合帶、鍛眞、蒙古寒札、按赤那顔・坼那顔、火斜・朮思、竝於東平府戸内撥賜有差。」「丙申年分撥」は松田孝一1978を参照。
- 112) 杉山正明1983。
- 113) 『元史』卷21、成宗本紀4、大徳八年冬十月庚寅。
- 114) 『元史』卷95、食貨志3、歲賜「睿宗子世祖次子裕宗位 裕宗子順宗子武宗」の条。カイシャンの項には、「丁巳年（1257）に懷孟の11,273戸を分撥した」とあり、カイシャンが父ダルマバラが継承した（『元史』卷115、順宗伝）、クビライの懷孟の私領を受け継いでいた可能性が高い。歲賜の条に関しては既に植松正氏が詳細な考察をされているが、龍興路がもともとチンキムの分地であったものが、チンキムの妃の地として記され、コシラ（明宗）が受けた湘潭州が武宗中宮・明宗・明宗皇后に係わる地で、何らかの関係を有するのではないかという指摘は非常に興味深い。
- 115) シリギの乱へ加担したモンケヤソグドゥの子孫への江南分地の分撥は記されていない（村岡1997：谷口・村岡2008）。
- 116) 『元史』卷13、世祖本紀10、至元21年6月甲寅、「詔封皇子脱歡爲鎮南王、賜塗金銀印、駐鄂州。」同卷16、世祖本紀13、至元27年春正月己未、「賜鎮遠王牙忽都・靖遠王合帶塗金銀印各一。」同卷35、文宗本紀4、至順2年8月甲辰朔、「封脱憐忽魯爲靖恭王、沙藍朶兒只爲懿德王、竝給以塗金銀印。」
- 117) 『元史』卷7、世祖本紀4、至元6年10月庚子、「賜諸王奧魯赤駝鈕金鍍銀印。」同卷14、世祖本紀11、至元22年11月庚午、「賜皇子愛牙赤銀印。」
- 118) 『元史』卷18、成宗本紀1、至元31年6月壬辰、「立晉王内史府。復以光祿寺隸宣徽院。中書省臣言、「朝会賜与之外、餘鈔止有二十七万錠。凡請錢糧者、乞量給之。」定西平王奧魯赤・寧遠王闊闊出・鎮南王脱歡及也先帖木而大会賞賜例、金各五百兩・銀五千兩・鈔二千錠・幣帛各二百匹。諸王帖木而不花、也只里不花等、金各四百兩・銀四千兩・鈔一千六百錠・幣帛各一百六十四匹。」
- 119) 右丞相の哈刺哈孫が、武宗即位後、諸王トレの論功行賞への諫言をなして、以下のように言及している。『元史』卷136、哈刺哈孫伝、「哈刺哈孫力爭之、曰、『祖宗之制、非親王不得加一字之封。禿刺疏屬豈得以一日之功廢萬世之制哉。』帝不聽。」
- 120) 『元史』卷24、仁宗本紀1、至大4年4月丁卯、「改封親王迭里哥兒不花爲湘寧王、賜金印、食湘鄉州、寧鄉縣六萬五千戸。」同じく皇慶元年春正月丙子、「賜晉王也孫鐵木兒南康路戸六萬五千・世祖諸皇子也先鐵木兒福州路福安縣・脱歡之子不答失里福州路寧德縣・忽都魯鐵木兒之子泉州路南安縣・愛牙赤之子邵武路光澤縣、戸並一萬三千六百有四、食其歲賦。」
- 121) 杉山正明1982（2004, pp. 242-287）。松田孝一1996。村岡倫1997。谷口・村岡2008, pp. 172-182。
- 122) 松田孝一1979, pp. 57-64。牛根靖裕2007。

123) 『元史』卷117、寛徹普化伝、「泰定三年、封威順王、鎮武昌、賜金印、撥附怯薛丹五百名、又自募至一千名。設王傳官屬。湖廣行省供億錢糧衣裝、歲支米三万石、錢三萬二千錠、又日給王子諸妃飲膳。」

参考文献

- Rashīd / Верховский 1960 : Рашид-ад-дин, Сборник летописей, том II, перевод с персидского Ю. П. Верховского, примечания Ю. П. Верховского, Б. И. Панкратова, релакция проф. И. П. Петрушевского, Издательство Академии наук СССР Москва-Ленинград, 1960..
- 『史集』:〔波斯〕拉施特主編,余大鈞・周建奇訳『史集』第2卷(商務印書館,北京,1985年)
- 『漢藏史集』:達倉宗巴・班覺桑布著,陳慶英訳『漢藏史集』(西藏人民出版社,1986年)
- 『西藏歴史檔案薈粹』:西藏自治区檔案館編『西藏歴史檔案薈粹 A collection of historical archives of Tibet』(文物出版社,1995年)
- Peliot 1959 : Paul Peliot, *Notes on Marco Polo Vol.I*, Imprimerie nationale, Paris, 1959.
- 安部健夫 1955 : 『西ウイグル国史の研究』(彙文堂,1955年)
- 植松正 1996 : 「元代江南投下領の分賜について」(『史窓』53, pp. 1-15, 植松 1997, pp. 98-122 に再録)
- 1997 : 『元代江南政治社会史研究』(汲古書院,汲古叢書 11, 1997年)
- 宇野伸浩 2006 : 「ラシード・ディーン『集史』第1卷「モンゴル史」の諸写本に見られる脱落」(『人間環境学研究』5-1, pp. 95-113)
- 恵谷俊之 1968 : 「カイドウの乱に関する一考察」(『田村博士頌寿東洋史論叢』, pp. 89-104)
- 乙坂智子 1997 : 「元代『内附』序論——元朝の対外政策をめぐる課題と方法——」(『史境』34, pp. 29-46)
- 夏光南 1935 : 『元代雲南史地叢考』(中華書局,1935年、台湾新文豊出版、1980年再版)
- 志茂碩敏 1995 : 『モンゴル帝国史研究序説—イル汗国の中核部族—』(東京大学出版会,1995年)
- 白鳥芳郎 1951 : 「元朝入緬の一考察」(『東洋学報』33-3・4, pp. 69-89)
- 杉山正明 1978 : 「モンゴル帝国の原像——チンギス・ハンの一族分封をめぐる——」(『東洋史研究』37-1, pp. 1-34, 杉山正明 2004, pp. 28-61 に再録)
- 1982 : 「幽王チュベイとその系譜——元明史料と『ムイッズル・アンサーブ』の比較を通じて——」(『史林』65-1, pp. 1-40, 杉山正明 2004, pp. 242-287 に再録)
- 1983 : 「ふたつのチャガタイ家」(『明清時代の政治と社会』, pp. 651-700, 杉山正明 2004, pp. 288-333 に再録)
- 1987 : 「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」(『西南アジア研究』27, pp. 24-56, 杉山正明 2004, pp. 334-370 に再録)
- 1993 : 「八不沙大王の令旨碑より」(『東洋史研究』52-3, pp. 105-154, 杉山正明 2004, pp. 187-240 に再録)
- 1995 : 「大元ウルスの三大王国——カイシャンの奪権とその前後——(上)」(『京都大学文学部研究紀要』34, pp. 92-150)
- 2004 : 『モンゴル帝国と大元ウルス』(京都大学学術出版会,東洋史研究叢刊 65(新装版 3))
- 中村淳 1997 : 「チベットとモンゴルの邂逅——遙かなる後世へのめばえ——」(『岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』岩波書店,1997年, pp. 121-146)
- 野口周一 1986a : 「元代世祖・成宗期の王号授与について」(野口鐵郎編『中国史における乱の構図』雄山閣出版, pp. 294-320)
- 1986b : 「元代後半期の王号授与について」(『史学』56-2, pp. 53-83)
- 船田善之 2004 : (書評)「杉山正明著『モンゴル帝国と大元ウルス』」(『史学雑誌』113-11, pp. 100-110)
- 方慧 2001 : 『大理総管段氏世次年歴及其与蒙元政権関係研究』(雲南大学中国民族史博士文叢、雲南教育出版社、2001年)
- 本田実信 1953 : 「チンギス・ハンの千戸——『元朝秘史』とラシード『集史』との比較を通じて——」(『史学雑誌』62-6, pp. 1-26, 本田実信『モンゴル時代史研究』東京大学出版,1991年, pp. 17-40 に再録)
- 松田孝一 1978 : 「モンゴルの漢地統治制度——分地分民制度を中心として——」(『待兼山論叢』11, 史学篇, pp. 33-54)

- 1979 : 「元朝期の分封制 ——安西王の事例を中心として——」(『史学雑誌』 88-8, pp. 37-74)
- 1980 : 「雲南行省の成立」(『立命館文学』 418 ~ 421 合併号 (三田村博士古稀記念東洋史論叢), pp. 251-272)
- 1982 : 「カイシャンの西北モンゴリア出鎮」(『東方学』 64, pp. 73-87)
- 1983 : 「ユブクル等の元朝投降」(『立命館史学』 4, pp. 28-62)
- 1996 : 『ペルシア語古写本史料精査によるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』(平成7年度科学研究費補助金 総合研究 A 研究成果報告書 (研究代表者 志茂碩敏), pp. 21-65)
- 村岡倫 1985 : 「シリギの乱 ——元初モンゴリアの争乱——」(『東洋史苑』 24・25 (小笠原宜秀博士追悼論文集), pp. 307-344)
- 1996 : 「トルイ = ウルスとモンゴリアの遊牧諸集団」(『龍谷史壇』 105, pp. 63-88)
- 1997 : 「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」(『龍谷紀要』 18-2, pp. 13-30)
- 2006 : 「元代永寧王家の系譜とその投下領」(『東洋史苑』 66, pp. 1-20)
- 村岡倫・谷口綾 2008 : 「カラコルム三皇廟残碑とモンケ・カアンの後裔たち」(松田孝一編『内陸アジア諸言語資料の解説によるモンゴルの都市発展と交通に関する総合研究』(平成17年度~19年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (研究代表者 松田孝一) 研究成果報告書, 課題番号: 17320113)
- 山本明志 2008 : 「『元史』世祖本紀至元二十二年十二月の干支をめぐる」(『13、14世紀東アジア史料通信』 8, 2008, pp. 1-6)
- 四日市康博 2007 : 「モンゴル帝国の国家構造における富の分配と所有 ——遊牧社会と定住社会、中華世界とイラン世界——」(『東アジアと日本: 交流と変容 ——統括ワークショップ報告書』九州大学 21世紀 COE プログラム「東アジアと日本: 交流と変容」, pp. 159-175)
- 李治安 2007 : 『元代分封制度研究 (増訂本)』(南開史学家論叢, 中華書局, 2007年)

(本学大学院博士後期課程)